

葛城市一般廃棄物処理基本計画

令和8年3月

葛 城 市

目 次

第1章 計画策定の基本的事項	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の位置づけ	2
第3節 計画の期間及び範囲	4
1 計画の期間	4
2 計画の範囲	4
第2章 地域の概況	5
第1節 葛城市の概要	5
1 位置・自然	5
2 人口動態	6
3 産業の動向	8
4 土地利用状況	9
5 水環境、水質保全に関する状況	10
第2節 総合計画等	11
1 総合計画	11
2 バイオマスタウン構想	12
第3章 ごみ処理基本計画	13
第1節 ごみ処理の現況	13
1 ごみ処理体制	13
2 ごみ処理の実績	19
第2節 ごみ処理行政の動向	26
1 国の動向	26
2 県の動向	27
第3節 ごみ処理の評価及び課題	29
1 ごみ処理の評価	29
2 ごみ処理の課題	35
第4節 ごみ処理の基本方針	37
1 基本理念	37
2 基本方針	38
3 ごみの減量化方針	38
4 ごみ処理体制	39
第5節 ごみ量の将来予測及び減量化目標の設定	40
1 ごみ量の将来予測	40
2 減量化目標の設定	43

第6節	排出抑制・再資源化計画	47
1	計画の目標	47
2	ごみの発生・排出抑制のための施策	47
3	再資源化のための施策	49
4	市民及び事業者の役割	50
第7節	ごみの適正処理計画	52
1	収集・運搬計画	52
2	中間処理計画	54
3	最終処分計画	56
第8節	その他関連計画	57
1	廃棄物減量等推進審議会及び廃棄物減量等推進員	57
2	事業者の協力	57
3	災害廃棄物に対する対処方針	57
4	不適正処理、不法投棄対策	57
5	計画の進行管理	58
第4章	生活排水処理基本計画	59
第1節	生活排水処理の現況	59
1	生活排水の処理体系	59
2	生活排水処理形態別人口の実績	60
3	生活排水処理施設の整備状況	61
4	し尿・浄化槽汚泥処理の状況	63
第2節	課題の整理	65
第3節	生活排水処理の基本方針	65
1	生活排水処理に係る理念・目標	65
2	生活排水処理施設整備の基本方針	65
3	生活排水の処理主体	65
第4節	生活排水の処理計画	66
1	処理の目標	66
2	生活排水を処理する区域及び人口等	66
3	整備計画の概要	67
4	し尿・浄化槽汚泥の処理計画	67
5	市民に対する広報・啓発活動	68
6	災害廃棄物に対する対処方針	68

第1章 計画策定の基本的事項

第1節 計画策定の趣旨

従来的大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄型の社会を形成し、ごみ問題だけでなく天然資源の枯渇への懸念や、温室効果ガスの排出による地球温暖化問題等にも密接に関係しており、このような社会構造を見直し、天然資源の消費抑制と環境負荷の低減を目指した循環型社会の形成が求められています。

国は、「環境基本法」及び「循環型社会形成推進基本法」の制定をはじめ、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）や「資源の有効な利用の促進に関する法律」（以下「資源有効利用促進法」という。）の改正、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下「容器包装リサイクル法」という。）、「特定家庭用機器再商品化法」（以下「家電リサイクル法」という。）、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」（以下「食品リサイクル法」という。）、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」（以下「小型家電リサイクル法」という。）等の個別のリサイクル法を制定するとともに「循環型社会形成推進基本計画」及び「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下「廃棄物処理基本方針」という。）を策定し、それぞれ国の減量化目標や基本方針等を示しています。

また、より良い水環境を保全するうえで、生活排水の適正処理への取り組みが求められており、奈良県においても「奈良県汚水処理構想」に基づく汚水処理施設の整備を推進しています。

葛城市（以下「本市」という。）では、平成28年(2016年)3月に平成37年度(2025年度)を目標年度とした「一般廃棄物処理基本計画」（以下「前計画」という。）を策定し、一般廃棄物の適正な処理・処分を行うとともに一般廃棄物の減量化・資源化に努めてきました。

前計画期間中に国は、第五次循環型社会形成推進基本計画の策定、個別物品の特性に応じた規制として「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下「食品ロス削減推進法」という。）、「脱炭素化と再生資源の質と量の確保等の促進するために資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」（以下「再資源化事業等高度化法」という。）、多種多様な個別物品の特性に応じた規制として「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下「プラスチック資源循環法」という。）を制定しました。また、本市は、平成29年(2017年)4月には葛城市クリーンセンター(熱回収施設、リサイクル施設)が稼働し、令和3年(2021年)12月に2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指して「ゼロカーボンシティ」を宣言しました。

このような状況において、前計画の目標年度である令和7年度(2025年度)を迎え、本市では長期的・総合的視点に立って、循環型処理システムの構築及び計画的な一般廃棄物処理の推進を図るため、新たに「葛城市一般廃棄物処理基本計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

第2節 計画の位置づけ

市町村は、廃棄物処理法第6条第1項の規定により、当該市町村区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（一般廃棄物処理計画）を定めなければならないこととされています。

また、廃棄物処理法施行規則第1条の3で一般廃棄物処理計画には、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画及び基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画により廃棄物処理法第6条第2項に掲げる事項を定めるものとしてされています。

したがって、一般廃棄物処理計画は、図1-2-1に示すように①長期的視点に立った市町村の一般廃棄物処理の基本方針となる計画（一般廃棄物処理基本計画）と、②基本計画に基づき各年度ごとに一般廃棄物の排出の抑制、減量化・再生利用の推進、収集・運搬、処分等について定める計画（一般廃棄物処理実施計画）から構成されるものであり、それぞれごみに関する部分（ごみ処理基本計画及びごみ処理実施計画）及び生活排水に関する部分（生活排水処理基本計画及び生活排水処理実施計画）から構成されています。

このうち「ごみ処理基本計画」は、市町村が長期的・総合的視点に立って計画的なごみ処理の推進を図るための基本方針となるものであり、ごみの排出の抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでのごみの適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めるものです。

また、「生活排水処理基本計画」は、市町村が長期的・総合的視点に立って計画的に生活排水処理対策を行うため、計画目標年度における計画処理区域内の生活排水をどのような方法で、どの程度処理していくかを定めるとともに生活排水処理を行う過程で発生する汚泥の処理方法等の生活排水処理に係る基本方針を定めるものです。

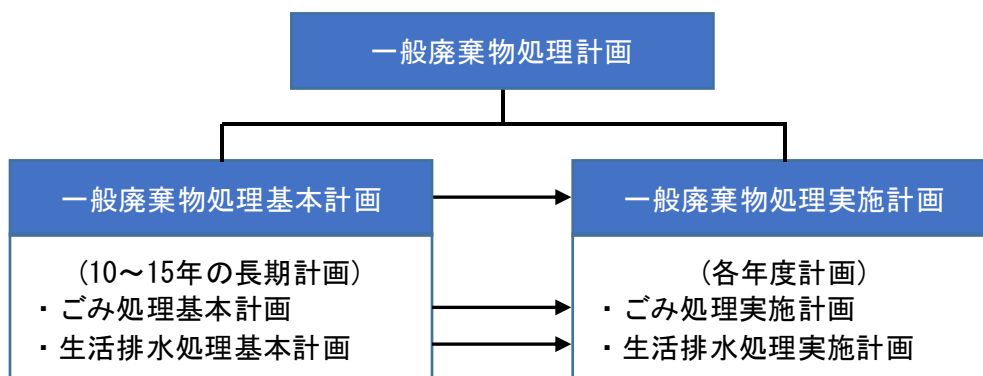


図1-2-1 基本計画と実施計画の関係

本計画は、廃棄物処理法に基づき策定するものですが、本市の上位計画である葛城市総合計画に定められている一般廃棄物の処理に関する基本的な事項を具体化させるための施策を示すものであり、本市の一般廃棄物処理に関する最上位計画となります。

また、計画策定にあたっては、国や奈良県が定める基本方針や各種関連計画等に充分配慮するとともに、本市が策定する分別収集計画や公共下水道事業計画等との整合性を図るものとします。本計画の位置づけは、図 1-2-2 に示すとおりです。

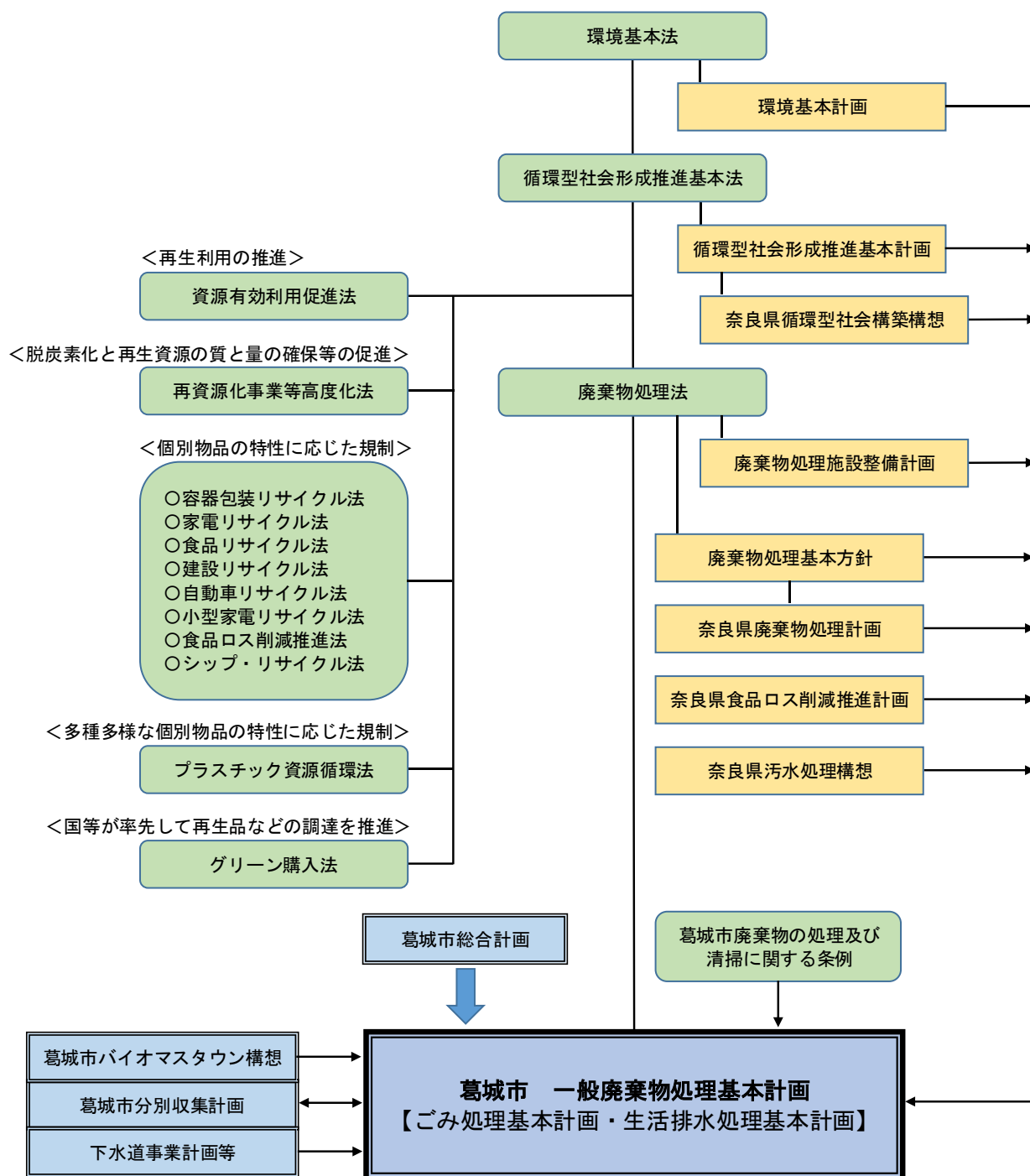


図 1-2-2 本計画の位置づけ

第3節 計画の期間及び範囲

1 計画の期間

一般廃棄物処理基本計画の目標年度は、廃棄物処理法により、おおむね10年から15年先に置いておおむね5年ごとに改訂するとともに、計画策定時の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うことが適当であるとされています。

本計画では、令和8年度(2026年度)を初年度として5年後の令和12年度(2030年度)を中間目標年度とし、10年後の令和17年度(2035年度)を計画目標年度とします。

また、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合には必要に応じて見直しを行います。

計 画 期 間 : 令和 8 年度 (2026 年度) から 令和 17 年度 (2035 年度) の 10 年間
計 画 目 標 年 度 : 令和 17 年度 (2035 年度)

年度	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)	令和13 (2031)	令和14 (2032)	令和15 (2033)	令和16 (2034)	令和17 (2035)	
計 画 期 間	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩											
	前計画期間																				
					中間目標 年度						目標年度	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
										計画改訂					本計画期間						目標年度
															中間目標 年度						

2 計画の範囲

本計画の対象となる廃棄物は、図1-3-1に示すとおりです。本市で発生する一般廃棄物(ごみ・生活排水)を対象とします。なお、生活排水は、し尿及び浄化槽汚泥も含むものとします。

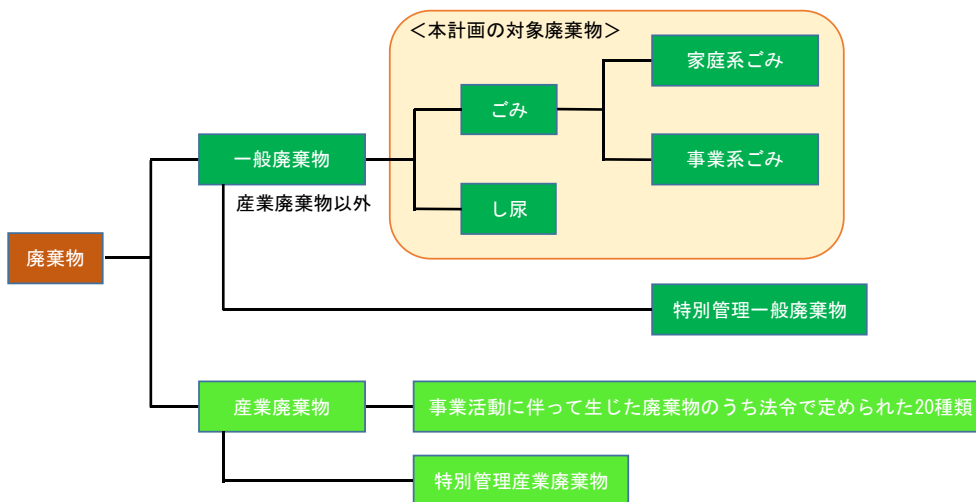


図1-3-1 計画の範囲

第2章 地域の概況

第1節 葛城市の概要

1 位置・自然

本市は、図 2-1-1 に示すように大和盆地の南西部、奈良県西北部に位置し、北は香芝市、東は大和高田市、南は御所市、西は金剛・生駒国定公園をはさんで大阪府南河内郡太子町・河南町と隣接しています。

アクセス面では、近鉄南大阪線、近鉄御所線、JR 和歌山線によって京都・大阪方面と結ばれており、大阪方面から本市の自動車によるアクセスについても最寄りの葛城 IC（南阪奈道路）と大阪・松原 JCT（西名阪自動車道）とは、約 15 分で結ばれる近距離にあります。

市の面積は 33.72km²、東西 7.7km、南北 8.6km にわたっており、地形は金剛山・葛城山・二上山が連なる本市西部の山並みと東に広がる低平な沖積地で構成されています。

河川は、葛下川が北に隣接する香芝市を通り抜け、高田川・葛城川とともに北流して大和川に合流しています。

気象は、表 2-1-1 に示すように比較的温暖（平均気温約 15℃）で降水量（年間約 1,500mm）の少ない瀬戸内性の気候を有していますが、盆地部特有の寒暖の差が大きいことなど内陸的な性格も持ち合わせています。

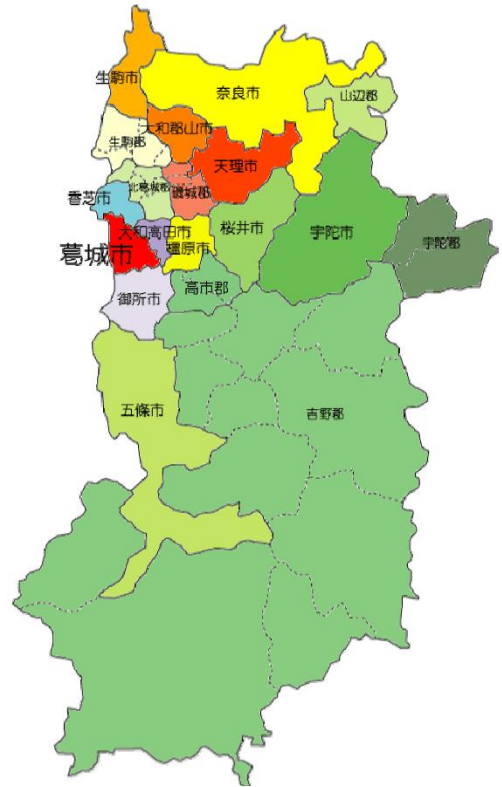


図 2-1-1 葛城市の位置図

表 2-1-1 気温及び降水量

年	気 温 (°C)			降水量 (mm)
	平 均	最高平均	最低平均	
令和2 (2020)	15.0	20.8	9.9	1,535
令和3 (2021)	14.9	20.9	9.9	1,613
令和4 (2022)	14.8	21.0	9.7	1,356
令和5 (2023)	15.3	21.7	9.9	1,514
令和6 (2024)	15.9	21.8	11.0	1,653

出典：奈良地方気象台 五條観測所（気温）、葛城観測所（降水量）

2 人口動態

過去10年間の人口及び世帯数の推移は、表2-1-2及び図2-1-2に示すように、いずれも増加しており、世帯数の伸びが人口の伸びを上回っていることから1世帯当りの人口は減少しています。

また、年齢別人口の推移は、図2-1-3及び図2-1-4に示すように近年横ばいで推移しており、65歳以上の老年人口比率は令和6年(2024年)10月1日現在で27.7%となっています。

表 2-1-2 人口及び世帯数の推移

年度	人口 (人)		世帯数 (世帯)		世帯人数 (人/世帯)
		増減数		増減数	
平成27 (2015)	37,079	—	14,054	—	2.64
平成28 (2016)	37,143	64	14,220	166	2.61
平成29 (2017)	37,208	65	14,396	176	2.58
平成30 (2018)	37,427	219	14,651	255	2.55
令和元 (2019)	37,391	-36	14,822	171	2.52
令和2 (2020)	37,485	94	15,044	222	2.49
令和3 (2021)	37,729	244	15,279	235	2.47
令和4 (2022)	37,748	19	15,445	166	2.44
令和5 (2023)	37,879	131	15,725	280	2.41
令和6 (2024)	37,847	-32	15,852	127	2.39

出典：住民基本台帳人口及び世帯数表(外国籍含む) (各年度10月1日)

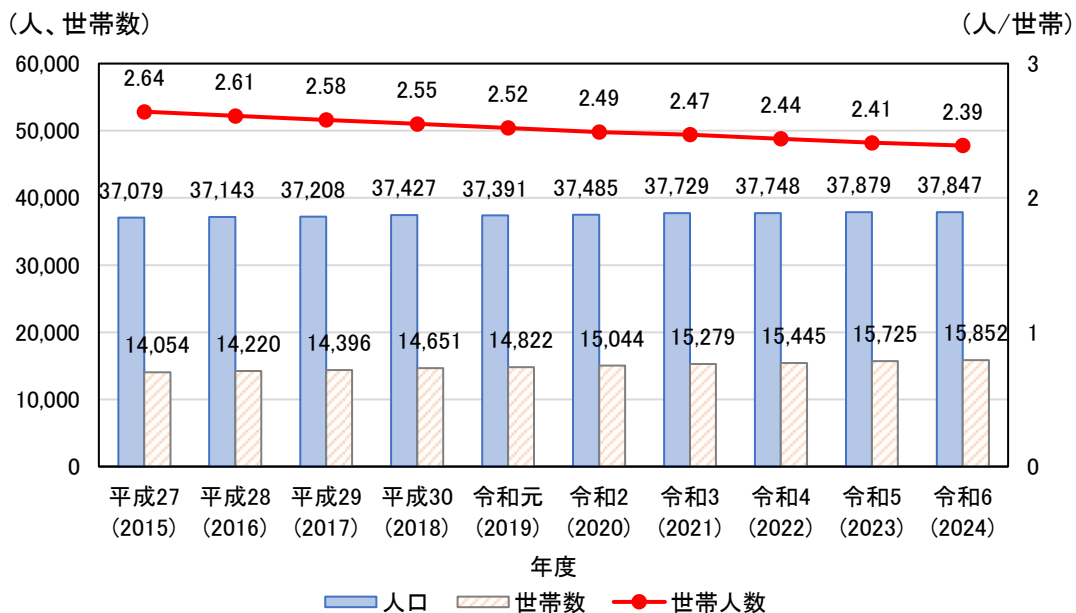


図 2-1-2 人口及び世帯数の推移

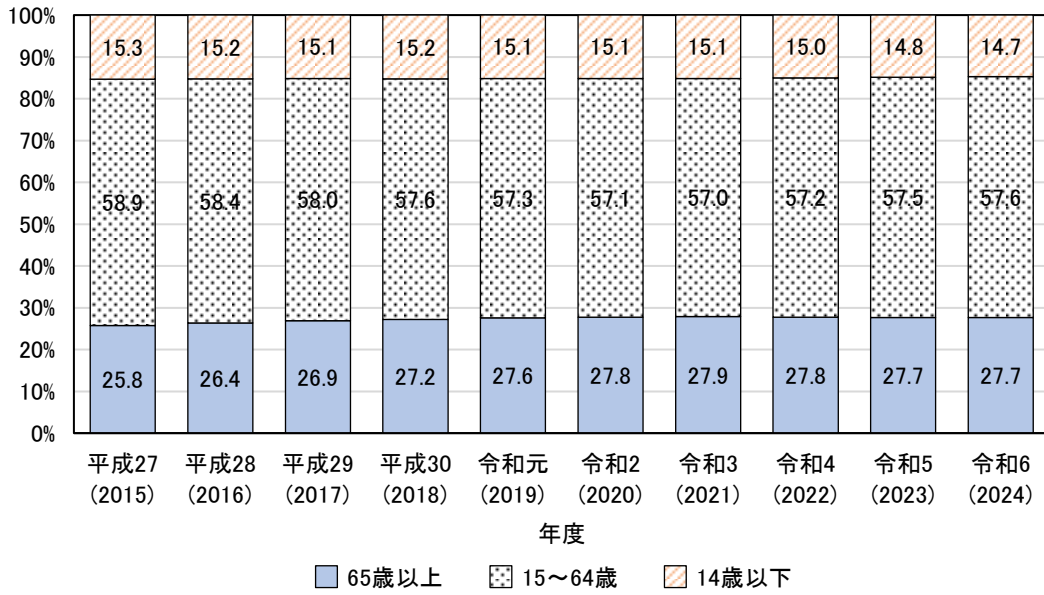


図 2-1-3 年齢区分別人口構成比の推移

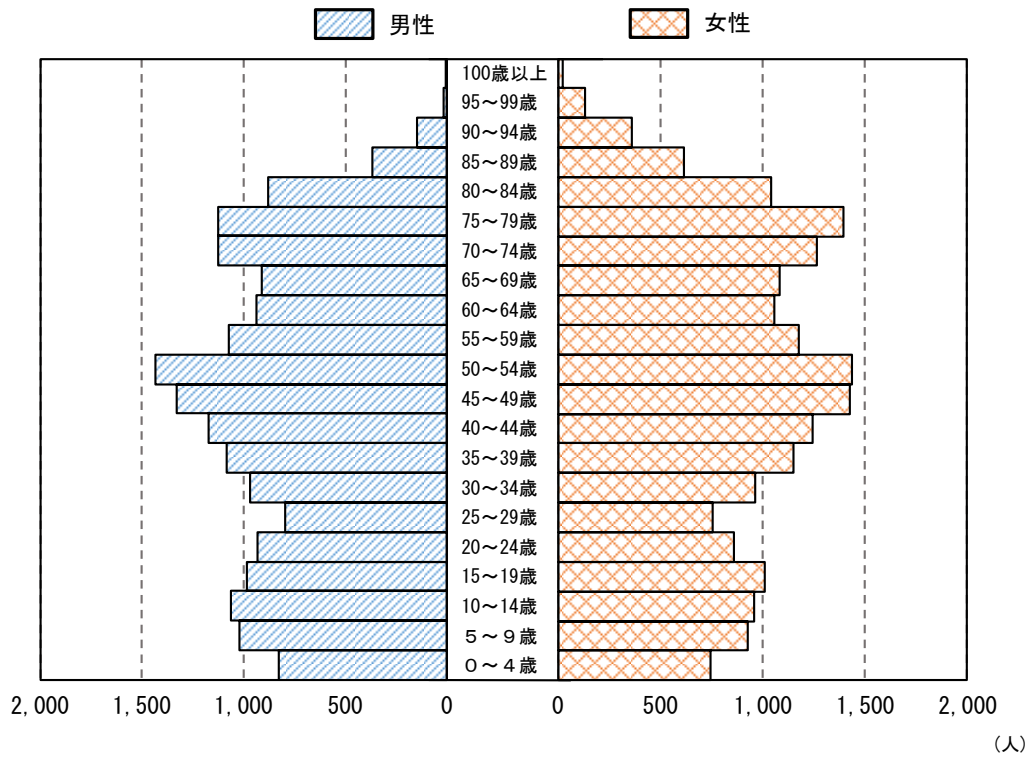


図 2-1-4 男女別年齢別人口

3 産業の動向

本市の産業は、大阪都市圏近郊の優位性と山麓の地形を生かした農業や繊維・プラスチック加工業、太陽電池産業などが営まれており、幹線道路沿いを中心に商業施設も立地しています。また、本市域には二上山等の自然資源をはじめ、當麻寺等の歴史資源や良好な交通条件等により、毎年多くの観光客が訪れています。

本市の事業所数及び従業者数は、表 2-1-3 及び図 2-1-5 に示すように民営事業所数は令和 6 年(2024 年)に大きく減少しています。これは、コロナ禍の影響によるものと考えられます。令和 6 年(2024 年)の事業所数では、卸売業・小売業が最も多く、次いで製造業、サービス業となっており、従業者数では製造業が最も多く、次いで医療・福祉卸、売業・小売業となっています。

表 2-1-3 事業所数及び従業者数の推移

産業分類	事業所数(事業所)			従業者数(人)		
	平成28年(2016年)	令和3年(2021年)	令和6年(2024年)	平成28年(2016年)	令和3年(2021年)	令和6年(2024年)
全産業	1,217	1,225	771	12,418	13,177	10,776
農林漁業	1	5	9	13	56	95
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建設業	111	115	69	621	638	488
製造業	233	216	150	4,290	4,110	3,840
電気・ガス・熱供給・水道業	3	7	5	21	31	11
情報通信業	5	8	8	33	28	29
運輸業、郵便業	24	27	19	708	708	489
卸売業、小売業	266	261	158	1,811	2,008	1,643
金融業、保険業	9	11	14	90	110	175
不動産業、物品賃貸業	79	85	39	202	215	173
学術研究、専門・技術サービス業	24	28	24	138	164	114
宿泊業、飲食サービス業	102	91	51	912	724	835
生活関連サービス業、娯楽業	83	80	26	464	808	283
教育、学習支援業	31	34	8	401	518	61
医療、福祉	97	105	85	1,747	2,149	1,831
複合サービス事業	11	4	4	84	23	22
サービス業(他に分類されないもの)	132	142	102	615	587	687
公務(他に分類されるものを除く)	6	6	—	268	300	—

出典：経済センサス 活動調査(総務省) 平成 28 年(2016 年)、令和 3 年(2021 年)
 経済センサス 基礎調査(総務省) 令和 6 年(2024 年)
 ※調査の基準日は 6 月 1 日。 令和 6 年(2024 年)は速報値。

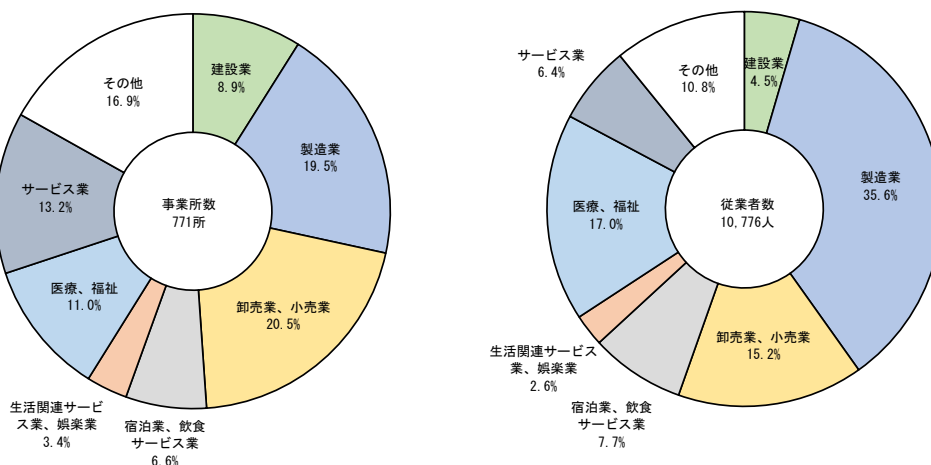


図 2-1-5 令和 6 年(2024 年)の事業所数及び従業者数

4 土地利用状況

本市の土地利用状況は、図 2-1-6 に示すように田・畑が 23.6%、山林が 20.7%、宅地が 15.4%を占めています。

また、本市では、表 2-1-4 に示すように市域全域を都市計画区域としており、このうち市街化区域が約 14%、市街化調整区域が約 86%となっています。

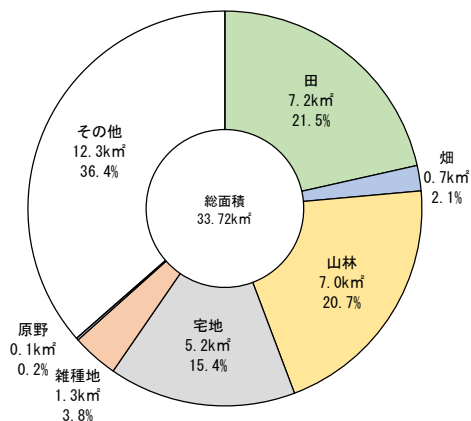


図 2-1-6 土地利用状況

出典：奈良県統計年鑑令和 5 年度(令和 5 年 1 月 1 日現在)

※市町村別民有地（課税対象分のみ）

構成割合は、四捨五入による処理をしているため、合わない箇所があります。

表 2-1-4 都市計画区域の状況

区 分	面積 (ha)	構成割合
都市計画区域	3,373.0	100.0%
市街化区域	482.3	14.3%
用途地域	482.3	14.3%
第一種低層住居専用地域	3.7	0.1%
第二種低層住居専用地域	0.0	0.0%
第一種中高層専用地域	76.7	2.3%
第二種中高層専用地域	52.8	1.6%
第一種住居地域	248.4	7.4%
第二種住居地域	0.0	0.0%
準住居地域	21.5	0.6%
近隣商業地域	6.2	0.2%
商業地域	0.0	0.0%
準工業地域	30.7	0.9%
工業地域	42.3	1.3%
工業専用地域	0.0	0.0%
市街化調整区域	2,891.0	85.7%

出典：国土交通省 令和 6 年都市計画現況調査 市区町村別（令和 6 年 3 月 31 日現在）

※構成割合は、四捨五入による処理をしているため、合わない箇所があります。

5 水環境、水質保全に関する状況

市域を流れる主な河川は、葛下川が北に隣接する香芝市を通り抜け、高田川・葛城川とともに北流して大和川に合流しています。

各河川とも環境基準（C類型）の指定がなされており、水質の状況をBODでみると表2-1-5及び図2-1-7に示すように、令和5年度(2023年度)の75%値は2.6~5.3mg/Lとなっており、高田川と葛下川の調査結果では環境基準を超える値もみられます。近年の年度平均値は、ほぼ環境基準(BOD:5mg/L)以下で推移をしています。

表 2-1-5 令和5年度(2023年度)のBOD濃度

河川名	地点名	類型	達成期間	令和5年度(2023年度) BOD(mg/L)					
				最小	最大	m/n	平均	75%値	環境基準
葛城川	田井橋	C	ハ	1.1	4.0	0/4	2.3	2.6	5
高田川	細井戸橋	C	ハ	2.7	5.8	1/4	4.1	4.6	5
葛下川	新橋	C	ハ	2.3	5.7	2/4	4.2	5.3	5

出典：令和5年度環境調査報告書（水質編）奈良県

※ m：環境基準値を超える検体数、n：総検体数

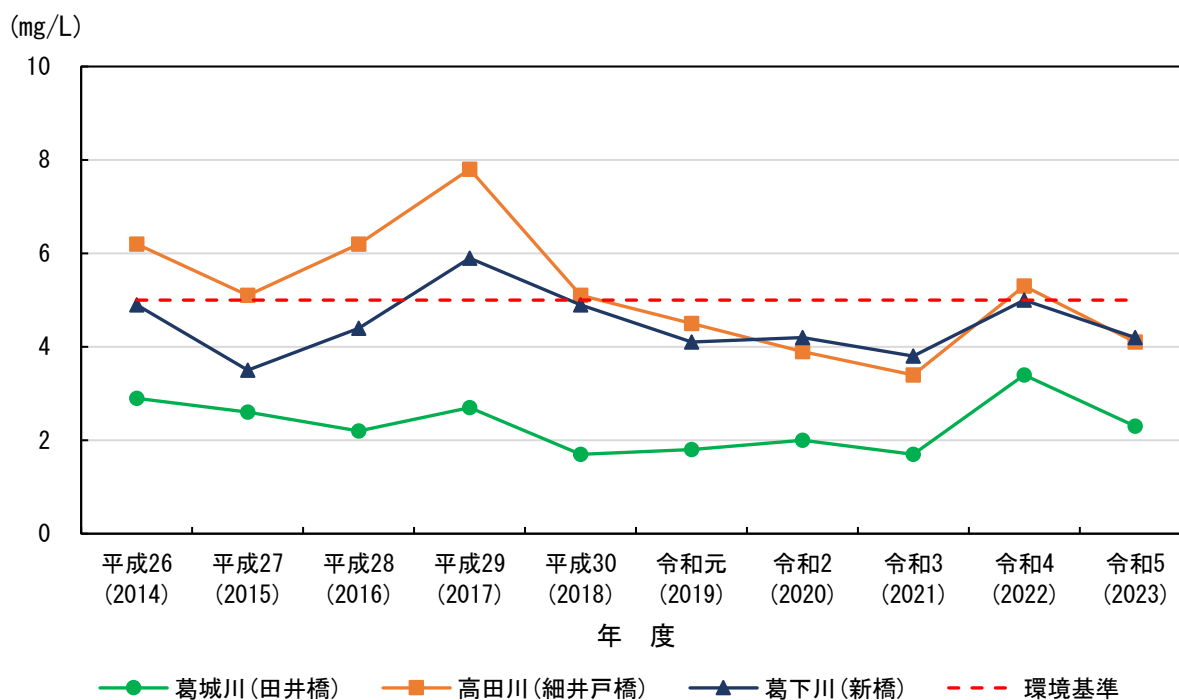


図 2-1-7 主要河川の水質の状況 (BOD 平均値)

第2節 総合計画等

1 総合計画

平成29年(2017年)3月に策定した「葛城市第二次総合計画」における、市の将来像、基本方針及び一般廃棄物処理に係る方針等を表2-2-1に示します。

表2-2-1 総合計画の概要

区分	概要
計画の期間	平成29年度(2017年度)～平成38年度(令和8年度(2026年度))
将来像	歴史を重ね、未来を育む 時代を超えて愛される住みよい共存の都市 葛城
将来人口	平成38年(令和8年度(2026年度))：37,000人
政策の柱	1 調和・共助 ～多種多様な価値観が共存するまち～ 2 壮健・学習 ～心と身体が健やかに育まれるまち～ 3 活力・安全 ～にぎわいあふれる安心なまち～
政策目標	2 豊かな自然の保全・継承
施策目標	1 循環型社会を形成し、ごみの減量化を進める
現状と課題	①わが国では、「環境基本法」及び「循環型社会形成推進基本法」の制定をはじめ、関連法の制定・改正や、循環型社会形成推進基本計画及び廃棄物処理基本方針の策定により、それぞれ減量化目標や基本方針等を示しています。 ②本市では近年、家庭系ごみや事業系ごみの排出量が増加していることに加え、平成29年4月から稼働を開始する新クリーンセンターにおいては、以前のクリーンセンターよりも処理能力が少ないため、ごみの減量化・再資源化の取り組みをこれまで以上に推進する必要があります。また本市はごみの無料化を実施しており、今後もごみの無料化を継続していくためにも、市民の方々とも協力しながらごみ排出量の削減や再資源化を進め、ごみの処理にかかる経費を削減していく必要があります。 ③今後ごみの減量化・再資源化を進めるにあたっては、従来の3R(Reduce:発生抑制、Reuse:再使用、Recycle:再生利用)と併せて、Refuse(ごみをふやすことになるものは受け取らない)、Repair(修理して長期間使用する)、Rental(買わずにすむものは借りる)も加えた6Rの取り組みを市民・事業者・行政が一体となって推進していくことが重要です。 ④市民アンケート調査によると、環境について今後力を入れるべきこととして、「ごみを減らし、良いものを大事に使うライフスタイルの定着」や「リユース(再使用)・リサイクルなど資源循環利用の促進」の割合が、自然環境の保全などに関する項目に次いで高いものの、本市の総合計画に基づく施策についての満足度・重要度では「循環型社会への取り組みがなされ、モラルが向上している」の重要度が低い傾向にあることなどから、今一度、環境問題として自然保護だけでなく、循環型社会に対しても市民の関心が向くよう創意工夫が必要です。
目標達成に向けた具体的取り組み	①可燃ごみの多くを占める生ごみを減量化するため、生ごみの水切りについての周知啓発や生ごみ処理機の購入に対する助成、生ごみの堆肥化(おひさま堆肥)を推進します。 ②再利用可能なごみのリサイクルを進めるため、雑紙やプラスチック容器の分別を推進するとともに、各組織・団体における集団回収に対して助成を行います。また、ごみが適切に分別・排出されるよう、分別方法や減量方法、収集日について周知啓発を行います。 ③間伐材や食品残渣、家畜排せつ物等のバイオマスの活用や缶、ビン、ペットボトル、古紙等の再利用を推進することで、温室効果ガスの排出や天然資源の消費を抑制し、地球環境に配慮した持続可能な循環型社会を形成します。 ④事業系一般廃棄物を排出する事業者に対して、適正な処理の実施による排出抑制について指導を行うとともに、適正な処理の実施に関する監督・指導を強化します。 ⑤環境委員との連携による地域の監視体制の強化を通じて不法投棄の早期発見を図り、不法投棄の発生を抑止します。 ⑥排出されたごみについては、新クリーンセンター及び堆肥化施設を中心として循環型処理等の適切な中間処理を実施することで、最終処分場への負担を軽減し、環境保全に十分配慮した処理を進めます。

2 バイオマスタウン構想

平成 21 年(2009 年)12 月に策定した「葛城市バイオマスタウン構想」における、バイオマス利活用方法及び目標等を表 2-2-2 に示します。

表 2-2-2 バイオマスタウン構想の概要

区分	概要
地域のバイオマス利活用方法	<p>① 堆肥化 クリーンセンターの更新を契機として、堆肥化施設を建設する予定であり、発生バイオマスの堆肥化・利活用を図る。 堆肥はAタイプとBタイプの2種類を生成し、使用用途を広げる。 肥料効果の高いAタイプには事業系調理くずを主体として、もみがら、剪定枝葉、竹等を副資材とする。土壌改良材として使用するBタイプは家庭系生ごみ、事業系食品残さを主体とし、もみがら、稲わら、剪定枝葉、竹、間伐材、パーク、農作物残さ(菊・ねぎ等)、牛ふん等を副資材とする。変換堆肥を地域で最大限利用するため、施肥をサポートする人材育成と利活用システム作りを検討する。 上記の取組により、堆肥利用による循環型農業を推進し、環境にやさしい、おいしい農産物としての特産化を図る。</p> <p>② バイオディーゼル燃料製造 廃食用油は、市内の一般家庭から年間 33 t 発生し、学校給食センター及び市内の事業所からは、5 t 発生している。それらを回収し、当面は県内の施設にバイオディーゼル燃料(BDF)の製造を委託する。精製した BDF は市の公用車(パッカー車等)で利用する。今後の BDF の回収・利用状況を勘案し、将来的には、BDF 製造施設の建設も検討する。 また、市内に 14.5ha ある遊休農地等において、なたね・ひまわり等を栽培し、搾った油を食用として利用後、廃食用油として回収し、BDF として利用する地域循環プロジェクトも実施する。</p> <p>③ その他 ・遊休農地等における牧草や飼料米等の栽培に関する実現可能性について、今後検討する。 ・牛ふん尿や生ごみのエネルギー利用については、メタンガス化・発電が安定的かつ低コスト技術確立の動向をみながら、その導入の可能性を検討する。 ・林地残材等の木質バイオマスについては、ペレット化やチップ化、バイオエタノール製造等の燃料化の実現の可能性について、今後調査・検討する。 ・地域産飼料としての竹の利用、また、堆肥としての竹やパークの利用について、今後賦存量調査を含め、その導入の可能性を調査・検討する。</p>
利活用目標	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物系バイオマスの利用率 90.6% ・未利用バイオマスの利用率 55.4% <p>①家庭系生ごみ、事業系生ごみ及び給食残さを堆肥化し、農地に還元する。 ②家畜排せつ物の堆肥化の技術を改善し、良質な堆肥を生産し、すべての農家が積極的に使える堆肥を供給する。 ③未利用バイオマスのもみがら、稲わら及び廃棄物系バイオマスの剪定枝葉を堆肥化する。 ④廃食油の回収率(量)を上げ、バイオディーゼル燃料として利用する。 ⑤農作物残さ(ねぎ・菊等)を100%堆肥化する。</p>

第3章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理の現況

1 ごみ処理体制

(1) ごみ処理体系（ごみ処理フロー）

本市では、表 3-1-1 及び図 3-1-1 に示す分別区分及び処理施設で収集・運搬及び処理処分を行っています。

燃えるごみは、葛城市クリーンセンター熱回収施設で焼却処理をしています。

粗大ごみ、不燃ごみ、資源ごみは、葛城市クリーンセンターリサイクルセンターで破碎・選別処理を行っています。

剪定枝の一部、発泡スチロール、修理又は再生可能な粗大ごみは、葛城市リサイクルプラザで再生、資源化を行っています。

本市は最終処分場を有していないことから、焼却灰等は大阪湾広域臨海環境整備センター処分場（以下「大阪湾フェニックス処分場」という。）で埋立処分し、不燃物残渣等は民間処分場で埋立処分しています。

表 3-1-1 家庭系ごみの分別区分

分別区分	内 訳 等
燃えるごみ	台所の生ごみ、カバン類、小型のぬいぐるみ等、小型プラスチック類
不燃ごみ	①なべ、やかん、フライパン、包丁、おもちゃ、小型電化製品、照明器具、傘等 ②ゴムホース、ガラス片、陶器類、ポリバケツ、大きめのプラスチック等
資源ごみ	①カン（アルミ類・スチール類） アルミ缶、スチール缶、缶詰等 ②ビン（飲料用のビン、化粧品用のビン、薬のビン（劇薬、農薬は除く）） 空きビン（キャップは除く） ③ペットボトル ④古布・古着 ⑤古紙類（新聞・雑誌・ダンボール・雑がみ等） 新聞紙・雑誌・チラシ、包装紙・紙箱・紙袋、教科書・辞典・ノート・古本、 牛乳パック・ダンボール、名刺・封筒・はがき ⑥容器包装リサイクルプラスチック ・ポリ袋・食品袋類及びその他（ペットボトルなどのふた、ラベル、みかんなどのネット） ・発泡スチロール（梱包用緩衝材を含む）・トレイ類 ・パック・カップ類、ボトル類 ・シャンプーや洗剤、飲料やドレッシングなど
有害ごみ	蛍光灯、乾電池・コイン型電池、水銀体温計、電球、小型充電式電池（リチウムイオン電池等）
大型ごみ （粗大ごみ）	扇風機・タンス・ソファ・ベッド・布団・椅子・オーディオ・テーブル・机・自転車・テレビ台・ マットレス・電子レンジ 等

出典：ごみの分け方と出し方 令和7年度(2025年度)ごみカレンダー

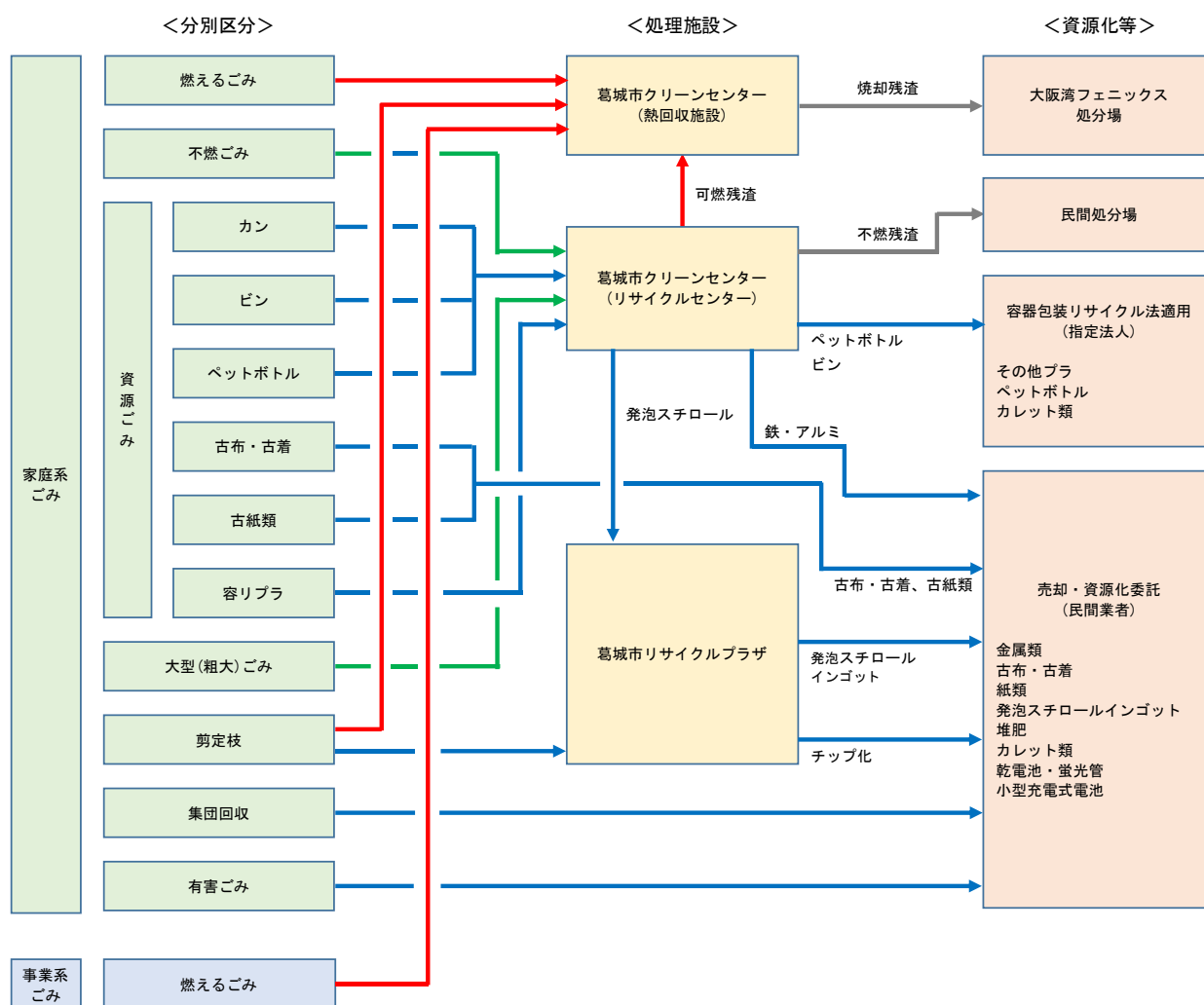


図 3-1-1 ごみ処理の現状フロー（令和 6 年度(2024 年度)）

(2) ごみの排出抑制・分別排出の状況

① 再生資源集団回収事業

平成 3 年度(1991 年度)から古紙類等の資源を回収する団体に対して助成金を交付する制度を実施しており、紙類（新聞・雑誌・段ボール）、布類（布類・古着・ぼろ布）を集団回収する団体に助成金を交付しています。助成金は 1kg 当たり 5 円としています。直近の回収実績を表 3-1-2 に示します。

表 3-1-2 再生資源集団回収実績

項目 \ 年度		単位	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)
回収量	紙類	t/年	365	294	282	225	188
	布類	t/年	10	8	9	8	8
	金属類	t/年	5	3	4	3	3
	計	t/年	380	305	295	236	199

※金属類は助成対象外としています。

② 生ごみ処理機購入補助事業

一般ごみの年間排出量の約3割以上を生ごみが占めているとも言われており、生ごみ減量化に対して家庭用電気生ごみ処理機などを用いた一般家庭での取り組みなどが、大変重要になってきています。生ごみを少しでも減量することがダイオキシンの低下に繋がり、また、有効利用することにより堆肥などの資源にもなります。

家庭で発生する生ごみの減量化を図るために、家庭用生ごみ処理機の購入に対する補助金を交付しており、購入価格(消費税込)の1/2に相当する額(限度額30,000円)を補助しています。

直近の補助実績を表3-1-3に示します。

表 3-1-3 生ごみ処理機購入補助事業の実績

項目\年度	単位	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)
補助件数	件	7	6	5	11	19
	累計	336	342	347	358	377

③ おひさま堆肥事業

平成21年度(2009年度)から、市とNPO法人エコ葛城市民ネットワークの「おひさま会」が運営する「おひさま堆肥事業」を実施しており、表3-1-4に示すように令和6年度(2024年度)度時点の加入世帯数は累計473世帯となっています。

表 3-1-4 おひさま堆肥事業の実績

項目\年度	単位	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)
加入世帯	世帯	-	13	23	19	9
	累計	409	422	445	464	473
堆肥化量	m ³ /年	149	156	174	174	154

④ 廃食油の拠点回収

現在、市内5ヶ所に廃食油回収ボックスを設置し、廃食油の拠点回収を行っており、回収した廃食油は業者委託によりバイオディーゼル燃料(BDF)を精製し、ごみ収集車等の燃料に活用しています。また、航空燃料(SAF)の原料として活用しています。

⑤ 環境教育、啓発活動等

a 出前環境教育

市内5つの小学校の4年生を対象に、菜の花プロジェクトの一環として、「出前講座」による環境教育に取り組んでいます。

NPOエコ葛城市民ネットワークと学校・地域連携コーディネータの協力のもと、菜の花の植え付けから、刈取り、種落とし、搾油までの一連の流れを体験し、廃棄される使用済みの食用油をキャンドルの材料として再利用する活動を通じて、身近な資源が循環していくサイクルを学び、「環境」について学習しています。

b おもちゃ病院

養成講座で必要な知識や技術を習得したおもちゃドクターが、リサイクルプラザ、ゆうあいステーション（福祉総合ステーション）において、壊れたおもちゃを無料で修理してくれる「おもちゃ病院」をボランティアで運営しており、毎月第3火曜日に開院しています。また、4月開催の菜の花まつりでは中央公民館において、開院しています。

c NPO 法人エコ葛城市民ネットワーク

家庭の生ごみ堆肥化活動に取り組んでいる「おひさま会」、菜の花から始まる循環型社会推進を目指す「菜の花プロジェクト」、廃食油の再利用で環境保全を目指す「菜の花会リサイクル石鹸工房」の3つの環境ボランティアグループが集まり「NPO 法人エコ葛城市民ネットワーク」を発足させ、市と協働でおひさま堆肥事業、廃食油の回収、環境教育体験講座、石鹸づくり講座、ゴーヤによる緑のカーテンコンテスト、菜の花植え付け体験イベント等の活動を行っています。

⑥ 資源ごみの分別収集

本市では、カン、ビン、ペットボトル、古布・古着、古紙類（雑誌、新聞紙・ダンボール・雑紙等）、容器包装リサイクルプラスチックを資源ごみとして分別収集し、リサイクルセンターにおいて、選別・圧縮・保管等の処理を行い、資源再生業者に引き渡しています。

過去5年間の資源ごみ収集実績は、表3-1-5に示すように収集量は減少しています。

表 3-1-5 資源ごみ分別収集量の実績

項目\年度	単位	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)
資源ごみ	t/年	1,393.0	1,442.0	1,346.0	1,230.0	1,169.0
カン・ビン類	t/年	272.1	269.1	258.1	244.1	227.6
アルミ缶	t/年	51.6	51.6	50.3	46.5	42.3
スチール缶	t/年	27.4	28.5	24.7	24.0	18.8
ビン類	t/年	193.0	188.9	183.1	173.6	166.5
ペットボトル	t/年	84.1	88.6	90.8	91.9	91.2
古紙類・古布	t/年	822.9	859.8	774.3	675.1	629.2
古紙類	t/年	731.2	783.8	704.0	619.9	570.7
古布	t/年	91.6	76.0	70.3	55.2	58.5
容リプラ	t/年	236.4	237.1	232.4	224.3	222.8

※四捨五入の関係により合計が合致しない場合があります。

(3) 収集・運搬体制

本市における家庭系ごみの収集・運搬方法等を表 3-1-6 に示します。

排出方法は、燃えるごみ(可燃ごみ)が透明又は半透明袋、不燃ごみとカン・ビン類がコンテナ、ペットボトルが透明又は半透明袋、紙類等は紐結束等による排出としています。

収集頻度は、燃えるごみ(可燃ごみ)が週 2 回、不燃ごみが月 1 回、資源ごみが月 1・2・4 回で、いずれもステーション収集であり、大型ごみ及び粗大ごみは申込制(無料)による戸別収集を行っています。

リチウムイオン電池、小型充電式電池は有害ごみとして収集しています。

事業系ごみについては、燃えるごみ(可燃ごみ)のみを許可業者による収集若しくは直接搬入としており、処理手数料として 10kg につき 130 円(税抜き)を徴収しています。

表 3-1-6 家庭系ごみの収集・運搬方法等

分別区分		排出方法	収集頻度	収集主体	収集方法
燃えるごみ		透明又は半透明袋	週 2 回	直営・委託	ステーション収集
不燃ごみ		コンテナ	月 1 回	委託	ステーション収集
資源ごみ	カン	コンテナ	月 2 回	委託	ステーション収集
	ビン	コンテナ	月 1 回	直営・委託	ステーション収集
	ペットボトル	透明又は半透明袋	月 1 回	直営・委託	ステーション収集
	古布・古着	透明又は半透明袋	月 1 回	直営・委託	ステーション収集
	古紙類(雑誌、新聞紙・ダンボール・雑紙等)	紐結束等	月 2 回	直営・委託	ステーション収集
	容器包装リサイクルプラスチック	透明又は半透明袋	月 4 回	直営	ステーション収集
大型ごみ(粗大ごみ)		申込制(5 点以内/回)	—	委託	戸別収集
有害ごみ		コンテナ	2 か月 に 1 回	直営	ステーション収集
収集・処理できないごみ		<ul style="list-style-type: none"> ●消火器 ●業務用の機器 ●仏壇(神仏具含む) ●ピアノ ●車の部品 ●タイヤ・バッテリー ●単車(原動機付自転車含む) ●建築用廃材(瓦、トタン) ●畳・ふすま・障子 ●耐火金庫 ●温水器 ●住宅設備類 ●農業用資材(あぜシート、マルチシート等) ●農機具類 ●危険ごみ(農薬、劇薬、油類、塗料など) ●家電リサイクル法に該当する品目(テレビ、エアコン、液晶・プラズマテレビ、衣類乾燥機、洗濯機、冷蔵庫、冷凍庫など) ●映像用モニター・業務用電化製品等 ●土砂・コンクリート片・石等 ●事業系一般廃棄物 			

出典：令和 7 年度(2025 年度)ごみカレンダー

(4) 中間処理・最終処分体制

葛城市クリーンセンター及び葛城市リサイクルプラザの概要を表 3-1-7 及び表 3-1-8 に示します。

葛城市クリーンセンターは、當麻クリーンセンター跡地に平成 29 年(2017 年)4 月に竣工し、葛城市リサイクルプラザは、新庄クリーンセンター跡地に令和 2 年(2020 年)4 月に竣工しています。

最終処分については、本市で最終処分場を有していないため、焼却残渣は大阪湾フェニックス処分場で埋立処分し、不燃物等は民間処分場で埋立処分しています。

表 3-1-7 葛城市クリーンセンターの概要

施設名称	葛城市クリーンセンター		
設置主体	葛城市		
所在地	葛城市當麻 120 番地		
面積	15,305.79 平方メートル(敷地)、1,609.47 平方メートル(建築)		
工期	平成 25 年(2013 年)2 月 14 日～平成 29 年(2017 年)3 月 31 日		
竣工年月	平成 29 年(2017 年)4 月		
熱回収施設	処理対象物	一般ごみ、可燃性粗大ごみの破碎ごみ	
	処理能力	1 日あたり 50 トン (16 時間あたり 25 トン×2 炉)	
	処理方式	受入供給設備	ピットアンドクレーン方式
		燃焼設備	間欠運転式ストーカ炉
燃焼ガス冷却設備		水噴射ガス冷却式	
排ガス処理設備		有害ガス除去施設+ろ過式集じん器	
	通風設備	平衡通風方式(強制通風方式)	
	余熱利用設備	燃焼用空気余熱及び給湯	
	灰出し設備	湿式コンベヤによる自動搬送方式	
リサイクルセンター	処理対象物	粗大ごみ、不燃ごみ、カン・ビン類、ペットボトル、プラスチック製容器包装、紙類(新聞・雑誌・段ボール、紙パック、雑がみ)	
	処理能力	1 日あたり 8.3 トン (5 時間あたり 8.3 トン)	
	処理方式	破碎機/高速回転式破碎機 圧縮機/磁性物圧縮機 圧縮梱包機	

表 3-1-8 葛城市リサイクルプラザの概要

施設名称	葛城市リサイクルプラザ
設置主体	葛城市
所在地	葛城市笛堂 277 番地 1
面積	4,665.20 平方メートル(敷地)、228.15 平方メートル(建築)
工期	令和元年(2019 年)3 月～令和 2 年(2020 年)3 月
竣工年月	令和 2 年(2020 年)4 月
処理対象物	剪定枝(一部) 発泡スチロール 修理又は再生可能な粗大ごみ
処理能力	屋内ストックヤード 屋外ストックヤード
処理方式	剪定枝 破碎及び一時保管 発泡スチロール 減容化及び一時保管 修理又は再生可能な粗大ごみ 修理、再生及び一時保管

2 ごみ処理の実績

(1) 総排出量の実績

過去5年間における総排出量の実績を表3-1-9、図3-1-2及び図3-1-3に示します。

総排出量（集団回収・堆肥事業量を含む）は、減少の傾向にあり、家庭系及び事業系の排出量も減少しています。また、1人1日当たりの総排出量も同様に減少の傾向にあります。

ごみの種類別では、家庭系の直接搬入可燃ごみ及び事業系の収集可燃ごみは増加していますが、それ以外は減少しています。

表 3-1-9 総排出量の実績

項目\年度		単位	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)
行政区域内人口		人	37,485	37,729	37,748	37,879	37,847
総 排 出 量	家庭系ごみ	t/年	9,263.0	9,776.0	9,655.0	9,274.0	9,089.0
	ごみ収集量	t/年	8,328.0	8,287.0	8,003.0	7,641.0	7,416.0
	可燃ごみ	t/年	6,246.0	6,231.0	6,128.0	5,916.0	5,755.0
	不燃ごみ	t/年	359.0	324.0	271.0	258.0	259.0
	資源ごみ	t/年	1,393.0	1,442.0	1,346.0	1,230.0	1,169.0
	粗大ごみ	t/年	330.0	290.0	258.0	237.0	233.0
	直接搬入量	t/年	935.0	1,489.0	1,652.0	1,633.0	1,673.0
	可燃ごみ	t/年	639.0	1,271.0	1,452.0	1,434.0	1,456.0
	資源ごみ	t/年	47.0	35.0	33.0	28.0	31.0
	粗大ごみ	t/年	249.0	183.0	167.0	171.0	186.0
	事業系ごみ	t/年	4,136.0	3,557.0	3,497.0	3,659.0	3,679.0
	ごみ収集量	t/年	2,731.0	2,729.0	2,626.0	2,787.0	2,796.0
	可燃ごみ	t/年	2,731.0	2,729.0	2,626.0	2,787.0	2,796.0
	直接搬入量	t/年	1,405.0	828.0	871.0	872.0	883.0
	可燃ごみ	t/年	1,405.0	828.0	871.0	872.0	883.0
	ごみ搬入量計(家庭系ごみ+事業系ごみ)	t/年	13,399.0	13,333.0	13,152.0	12,933.0	12,768.0
集団回収量	t/年	380.0	305.0	295.0	236.0	198.3	
生ごみ(おひさま堆肥事業)	t/年	64.7	66.2	69.0	71.0	71.8	
ごみ総排出量(資源ごみ除く)	t/年	11,959.0	11,856.0	11,773.0	11,675.0	11,568.0	
ごみ総排出量	t/年	13,843.7	13,704.2	13,516.0	13,240.0	13,038.1	
排 出 原 単 位	家庭系ごみ	g/人・日	677.0	709.9	700.8	668.9	657.9
	事業系ごみ	g/人・日	302.3	258.3	253.8	263.9	266.3
	ごみ搬入量計(家庭系ごみ+事業系ごみ)	g/人・日	979.3	968.2	954.6	932.9	924.3
	集団回収量	g/人・日	27.8	22.1	21.4	17.0	14.4
	生ごみ(おひさま堆肥事業)	g/人・日	4.7	4.8	5.0	5.1	5.2
	ごみ総排出量(資源ごみ除く)	g/人・日	874.1	860.9	854.5	842.1	837.4
	ごみ総排出量	g/人・日	1,011.8	995.1	981.0	955.0	943.8

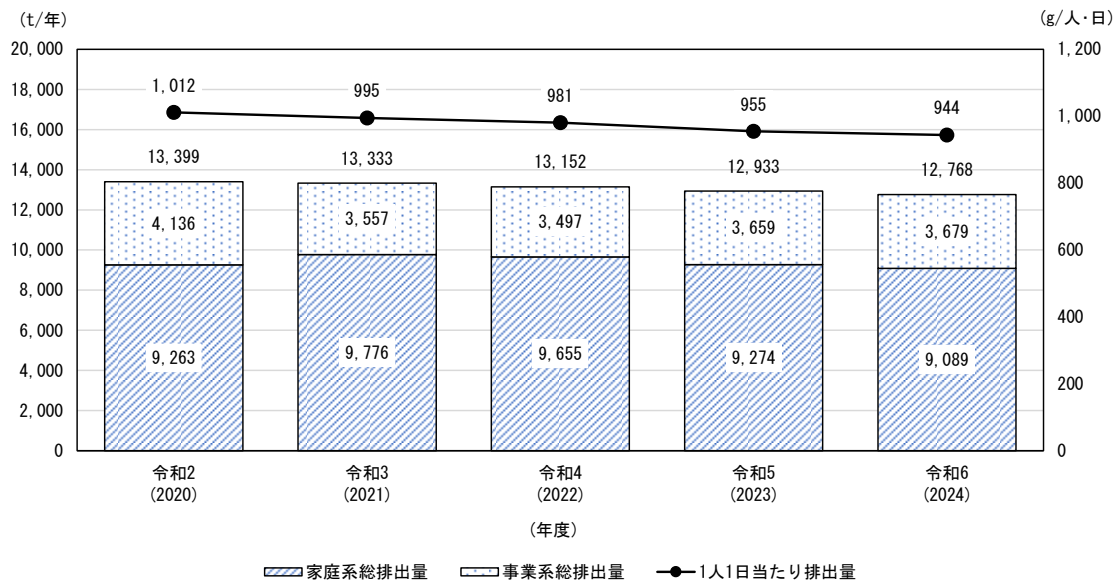


図 3-1-2 ごみ排出源別総排出量の推移

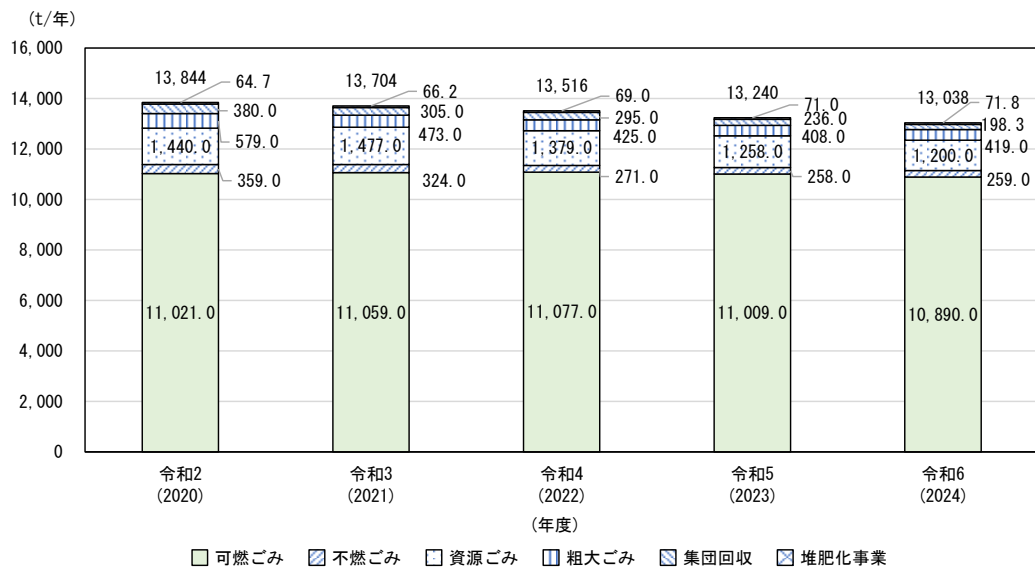


図 3-1-3 ごみ種類別総排出量の推移

(2) ごみ処理量の実績

過去5年間におけるごみ処理量の実績を表3-1-10、図3-1-4及び図3-1-5に示します。

焼却処理量は、令和2年度(2020年度)以降は増減の変動はみられますが、全体的に微減の傾向にあります。最終処分量も焼却残渣量の減少により令和2年度(2020年度)以降は減少しています。

総資源化量は減少しており、令和6年度(2024年度)のリサイクル率は12.1%となっています。

表 3-1-10 ごみ処理量の実績

項目\年度		単位	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)
処理・ 処分量	熱回収施設	t/年	11,021.0	11,059.0	11,077.0	11,009.0	10,889.0
	焼却量	t/年	11,021.0	11,059.0	11,077.0	11,009.0	10,889.0
	焼却残渣量	t/年	1,615.0	1,527.0	1,474.0	1,488.0	1,347.0
	リサイクルセンター	t/年	938.0	797.0	696.0	666.0	678.0
	葛城市リサイクルプラザ	t/年	617.0	617.0	605.0	583.0	571.0
	最終処分量	t/年	1,642.0	1,543.0	1,490.0	1,509.0	1,407.0
	焼却残渣量	t/年	1,615.0	1,527.0	1,474.0	1,488.0	1,347.0
	リサイクルセンターからの搬入量	t/年	27.0	16.0	16.0	21.0	60.0
	直接資源化量	t/年	823.0	860.0	774.0	675.0	629.0
	紙類	t/年	731.0	784.0	704.0	620.0	571.0
布類	t/年	92.0	76.0	70.0	55.0	58.0	
リサイ クル 率等	総資源化量	t/年	2,012.7	1,939.2	1,833.0	1,560.0	1,572.1
	直接資源化量	t/年	823.0	860.0	774.0	675.0	629.0
	中間処理に伴う資源化量	t/年	745.0	708.0	695.0	578.0	673.0
	集団回収量	t/年	380.0	305.0	295.0	236.0	198.3
	堆肥化量	t/年	64.7	66.2	69.0	71.0	71.8
	リサイクル率 ※1	%	14.5	14.2	13.6	11.8	12.1
	最終処分量	t/年	1,642.0	1,543.0	1,490.0	1,509.0	1,407.0
最終処分量	%	11.9	11.3	11.0	11.4	10.8	

※1 (直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量)/(ごみ処理量+集団回収量)*100

※2 (直接最終処分量+焼却残渣量+粗大ごみ処理施設からの搬入量+その他の資源化等を行う施設からの搬入量)/(ごみ処理量+集団回収量)*100

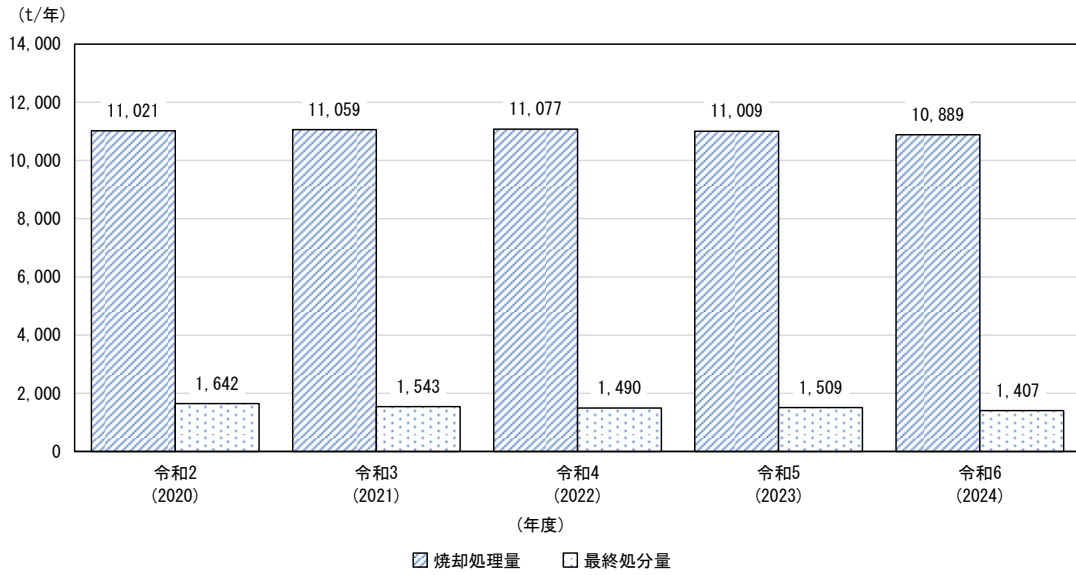


図 3-1-4 焼却処理量、最終処分量の推移

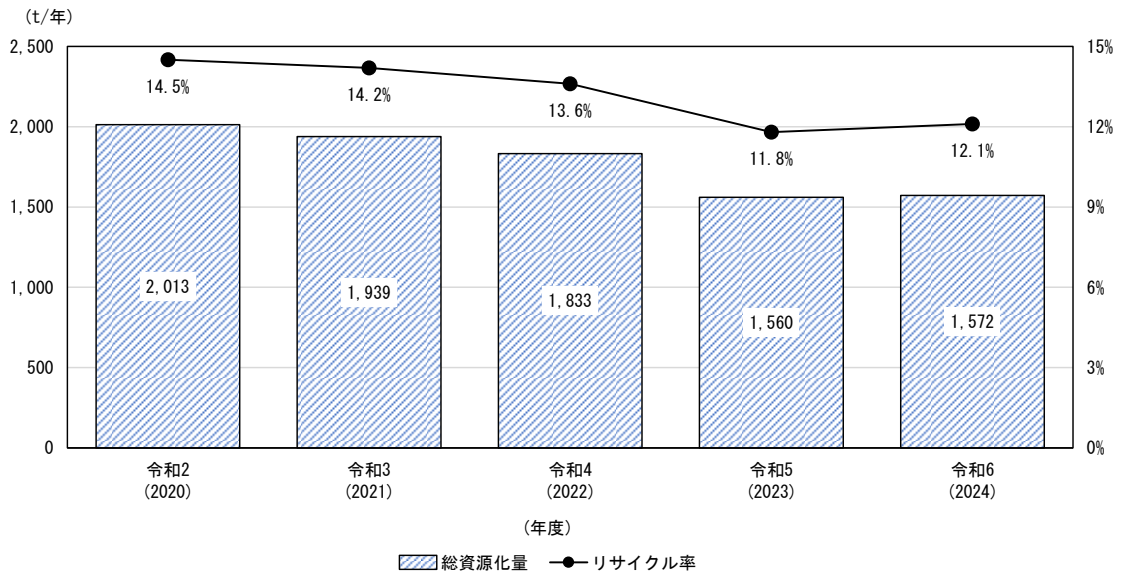


図 3-1-5 総資源化量、リサイクル率の推移

(3) ごみの性状

過去5年間の葛城市クリーンセンターに搬入される可燃ごみの性状を図3-1-6～図3-1-9に示します。

ごみの種類組成は、紙・布類の割合が約40%で最も高く、次いでビニール・合成樹脂等、木・竹・わら類となっています。三成分では、水分の割合が40.10～52.89%で最も高く、可燃分が41.37～53.30%、灰分が5.75～7.76%となっています。低位発熱量は増減しながら推移しており、過去5年間の平均値は約7,700kJ/kgです。

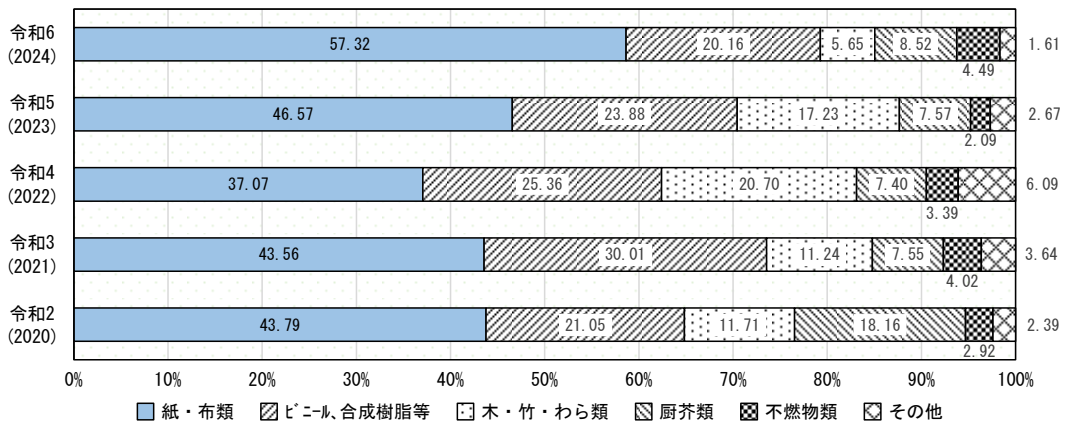


図 3-1-6 ごみの種類組成 (年度別平均値)

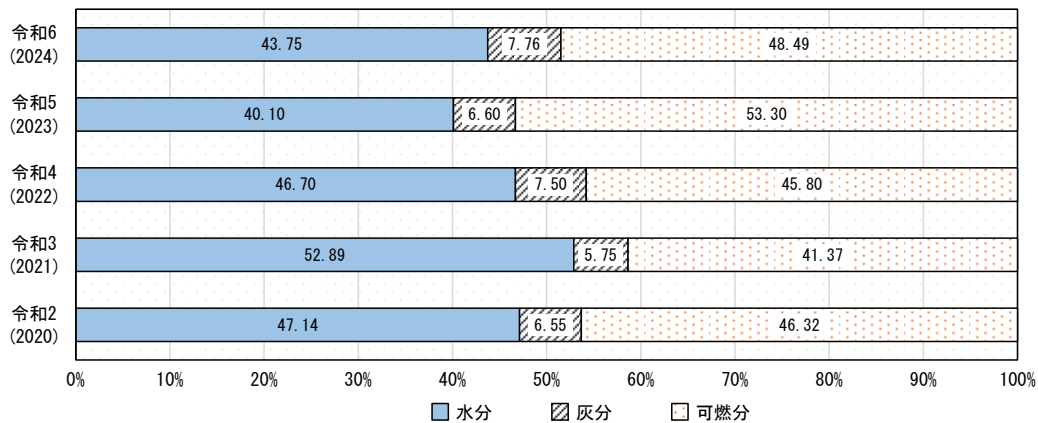


図 3-1-7 ごみの三成分 (年度別平均値)

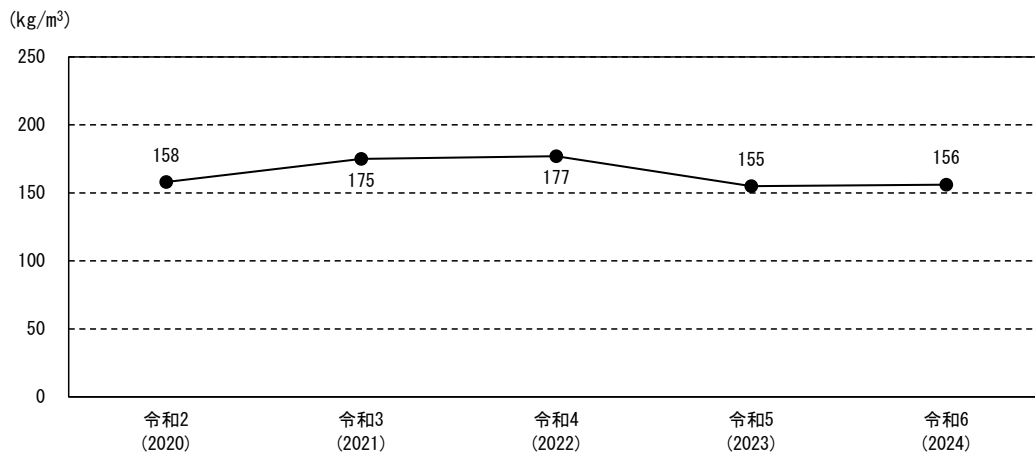


図 3-1-8 単位容積重量 (年度別平均値)

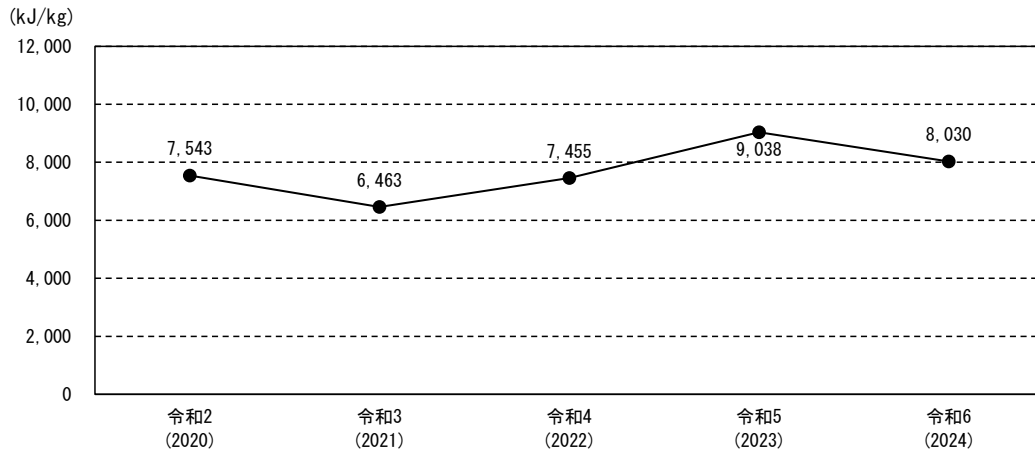


図 3-1-9 定位発熱量 (年度別平均値)

(4) ごみ処理経費

過去 5 年間ににおけるごみ処理経費の実績を表 3-1-11、図 3-1-10 及び図 3-1-11 に示します。

令和 6 年度 (2024 年度) に要した処理経費は 708,283 千円であり、市民 1 人当たりの処理経費は 18,714 円/人、ごみ処理量 1t 当たりの処理経費は 55,473 円/t となっています。

表 3-1-11 ごみ処理経費の実績

項目\年度	単位	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)
ごみ処理経費	千円/年	639,505	674,353	663,760	673,114	708,283
建設・改良費	千円/年	25,729	0	0	0	0
処理及び維持管理費	千円/年	597,983	658,977	648,265	657,403	689,237
その他	千円/年	15,793	15,376	15,495	15,711	19,046
人口1人当たり経費	円/人	17,060	17,874	17,584	17,770	18,714
人口	人	37,485	37,729	37,748	37,879	37,847
ごみ処理1t 当たりの経費	円/t	47,728	50,578	50,468	52,046	55,473
ごみ処理量	t/年	13,399	13,333	13,152	12,933	12,768

※運転管理委託の実施により、令和 3 年度以降の「建設費・改良費」は「処理及び維持管理費」に含まれています。

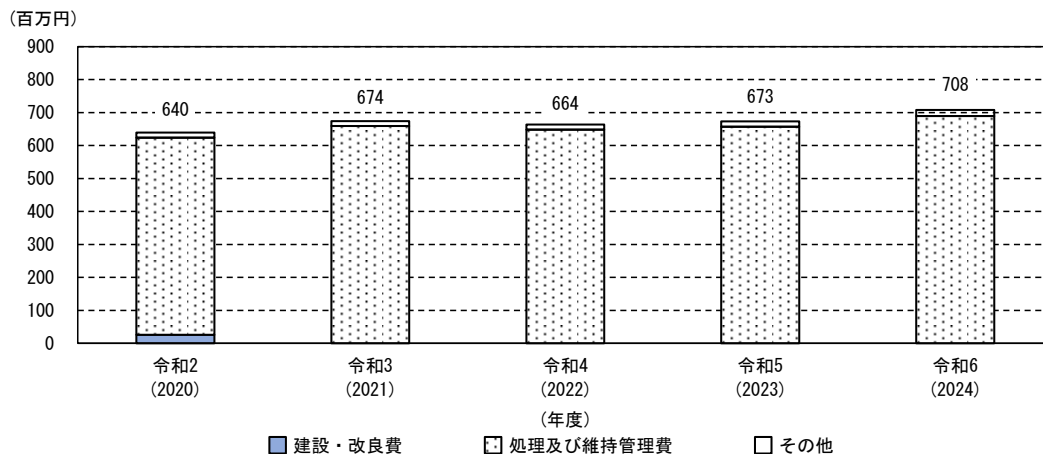


図 3-1-10 ごみ処理経費の推移

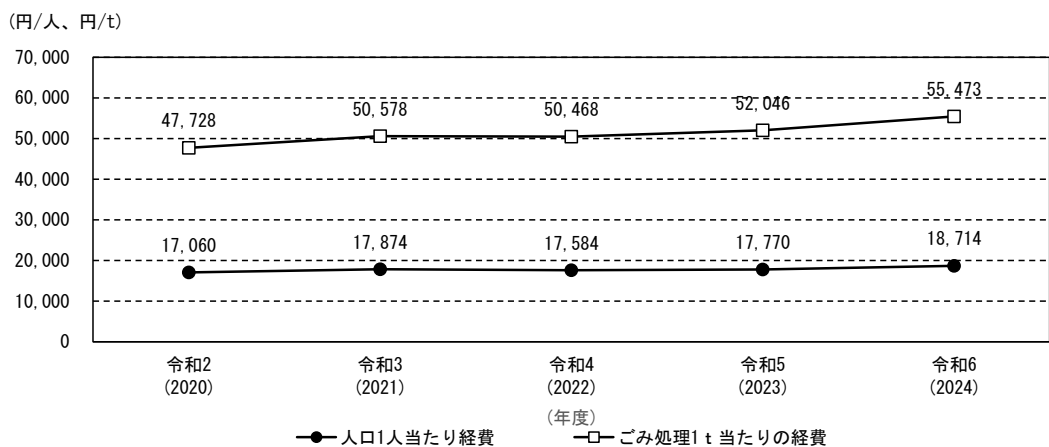


図 3-1-11 人口 1 人当たりの経費、ごみ処理 1t 当りの経費の推移

(5) 温室効果ガス排出量

本市のごみ処理事業に伴い排出される温室効果ガス（二酸化炭素換算値）は、表 3-1-12 に示すように令和 6 年度(2024 年度)において 7,124t、1 人 1 日当たり 0.515kg となっています。

表 3-1-12 ごみ処理事業に伴う温室効果ガス排出量

区 分	温室効果ガス排出量		1人1日当たり 排出量 (kg/人・日)	備 考
	(kg-CO ² /年)	構成比		
収集・運搬過程	59,091	1.0%	0.004	収集車両等の走行、 燃料使用
中間処理過程	7,065,053	99.0%	0.511	燃料・電力使用、 ごみの焼却
最終処分過程	0	0.0%	0.000	
合計	7,124,144	100.0%	0.515	

※温室効果ガス排出量は、「温室効果ガス排出算定報告マニュアル ver6.0」(令和 7 年 3 月 環境省 経済産業省)の算出方法に基づき算出

第2節 ごみ処理行政の動向

1 国の動向

(1) 循環型社会形成に係る政策について

令和6年(2024年)8月に第五次循環型社会形成推進計画が閣議決定され、12月には「循環経済への移行加速パッケージ」が閣議決定されました。

第五次循環型社会形成推進計画では、「気候変動への対応・生物多様性の確保」、「EUを中心にバッテリー・自動車・包装材等で再生材利用拡大の動き、世界的な資源需要の増加・鉱物資源等の価格高騰と供給懸念」、「人口減少・少子高齢化による地域経済の縮小への対応(地方創生)」を課題として取り上げ、国家戦略として「資源や製品を循環的に利用し付加価値を創出する循環経済への移行を国家戦略として位置付け」ています。循環経済を実現し、「ネット・ゼロ、ネイチャーポジティブ等」、「産業競争力強化・経済安全保障」、「地方創生・質の高い暮らし」の社会的課題を同時解決することを目指しています。

「循環経済への移行加速パッケージ」では、「地域の循環資源を生かした豊かな暮らしと地域の実現」、「国内外一体の高度な資源循環ネットワークの構築」、「資源循環市場の創出拡大に向けた国内外のルール形成」に向けて施策があげられています。

2030年代後半以降に使用済太陽光パネルの排出量が顕著に増加し、年間最大50万トン程度となっています。現行法ではリサイクルを義務付けていないため、最終処分場の残余容量を圧迫し、廃棄物処理全体に支障が生じるおそれがあります。また、再生可能エネルギーの固定価格買取制度(FIT/FIP制度)では事業者が事業規律の確保等を求めています。今後増加が見込まれる非FIT/FIP設備への対応や、事業終了後に発生する放置等の不適正管理への懸念についても留意する必要があります。ことから、太陽光パネルのリサイクル促進等に向けた制度的枠組みの検討がされています。

金属スクラップ等の不適正な保管や処理に起因する騒音や悪臭、公共水域や土壌の汚染、火災の発生等が報告されています。また、不適正なヤード業者を経由して金属資源等が海外に流出していることから、資源循環に係るヤード環境対策の検討がされています。

(2) 減量化目標等

国は、「循環型社会形成推進基本法」に基づき策定(見直し)された「第五次循環型社会形成推進基本計画」(令和6年8月2日閣議決定)の中で、取り組み目標として一般廃棄物の減量化に関する目標を設定しています。

また、「廃棄物処理法」に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針(廃棄物処理基本方針)」(令和7年2月18日変更)の中で、一般廃棄物の減量化目標を設定しています。なお、排出削減の目標値については、上記の第五次循環型社会形成推進基本計画の目標値に整合させる形で設定されています。

国の減量化目標等を表3-2-1に示します。なお、令和5年6月30日に閣議決定された「廃棄物処理施設整備計画」では、ごみのリサイクル率(一般廃棄物の出口側の循環利用率[※])を26%(令和12年度(2030年度))としています。

※：一般廃棄物の排出量に対する循環利用量の割合

表 3-2-1 国の減量化目標等

区分	第五次循環型社会形成推進基本計画	国の廃棄物処理基本方針
基準年度	令和2(2020)	令和4(2022)
目標年度	令和12(2030)	令和12(2030)
排出削減	1人1日当たりごみ焼却量約580g	①一般廃棄物の排出量 令和4年度比約9%削減 ②1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 約478グラム(資源ごみ除く) ③1人1日当たりごみ焼却量約580g
再生利用率	—	一般廃棄物の出口側の循環利用率 約26%
最終処分量	—	一般廃棄物の最終処分量 令和4年度比約5%削減

2 県の動向

(1) 減量化目標等

奈良県では、廃棄物処理法に基づき令和5年(2023年)5月に策定した奈良県廃棄物処理計画(第5次計画)の中で、一般廃棄物の減量化目標を表3-2-2に示すとおり定めています。

表 3-2-2 奈良県廃棄物処理計画の減量化目標

区分	奈良県廃棄物処理計画(第5次計画)
基準年度	令和2(2020)
目標年度	令和9(2027)
排出削減	令和2年度から令和9年度の7年間で 約10%削減 (821g/人・日)
再生利用率	令和2年度から令和9年度の7年間で 約9%増加 (再生利用率R 19.3%)
最終処分量	令和2年度から令和9年度の7年間で 約15%削減 (最終処分率 11.0%)

(2) 広域化の動向

奈良県では、平成 11 年(1999 年)3 月に「奈良県ごみ処理広域化計画」を策定し、県域を 6 つのブロックに分け、本市は、大和高田市、御所市、香芝市、上牧町、王寺町、広陵町及び河合町とともに「葛城ブロック」に属しており、段階的に広域化を推進してきました。その後、ごみ処理の広域化については、「奈良県・市町村長サミット」を情報提供・発信の場として事業化の促進を図られています。

各市町の焼却施設の状況（本市分除く）は表 3-2-3 に示すとおりです。

表 3-2-3 葛城ブロックにおける焼却施設の状況

設置主体名	規模	処理方式	竣工年月
山辺・県北西部広域環境衛生組合	142t/24h	全連続燃焼式ストーカ炉	令和 7 年(2025 年)4 月
香芝・王寺環境施設組合	120t/24h	全連続燃焼式ストーカ炉	令和 6 年(2024 年)8 月
やまと広域環境衛生事務組合	120t/24h	全連続燃焼式ストーカ炉	平成 29 年(2017 年)年 3 月

※山辺・県北西部広域環境衛生組合：大和高田市・天理市・山添村・三郷町・安堵町・川西町・三宅町・広陵町・上牧町・河合町

香芝・王寺環境施設組合：香芝市、王寺町

やまと広域環境衛生事務組合：御所市、五條市、田原本町

●奈良モデルとは「市町村合併に代わる奈良県という地域にふさわしい行政のしくみ」であるとともに、人口減少・少子高齢社会を見据え、「地域の活力の維持・向上や持続可能で効率的な行財政運営をめざす、市町村同士または奈良県と市町村の連携・協働のしくみ」です。

●「奈良モデルのあり方検討委員会 報告書 奈良モデル
～人口減少・少子高齢社会に立ち向かう県と市町村の総力戦～」平成 29 年 3 月 p. 24

ごみ処理の広域化については、「奈良県・市町村長サミット」を情報提供・発信の場として事業化の促進を図ってきた。県の役割は、①関係市町村の意向を受けて広域化の枠組み（市町村構成）を調整すること、②事業化促進の基礎資料として広域化にかかる将来見通し（人口、ごみ量、事業費等）を取りまとめ情報提供することなど、関係市町村と連携した支援である。また、平成 28 年 4 月に、本県独自の施策として、ごみ処理広域化を促進するための「奈良モデル」補助金を創設した。

市町村の自治事務であるごみ処理について、県が市町村と連携・協働して広域化を促進しており、全国的に見ても先進的な取組であると言える。ごみ処理の広域化により、①関係市町村の行財政運営の効率化、②安定的なごみ処理の継続、③スケールメリットによる効果・効率的な資源循環（高効率の発電、温熱利用、リサイクル促進等）、④広域化による施設整備を契機とした地域振興（防災、交流、教育等）などの効果が期待できる。

第3節 ごみ処理の評価及び課題

1 ごみ処理の評価

(1) 前計画目標値の達成状況

前計画（平成28年（2016年）3月策定）の目標値は、平成37年度（令和7年度（2025年度））の総排出量を11,056t/年（平成26年度（2014年度）比20%削減）、平成32年度（令和2年度（2020年度））のリサイクル率を28%、平成32年度及び平成37年度の最終処分率を10%以下としていました。表3-3-1に前計画目標値の達成状況を示します。

ごみ排出削減目標	<p>中間目標年度の平成32年度（令和2年度（2020年度））の削減率が-0.2%であり、指標の平成26年度（2014年度）比15%の削減は未達成です。</p> <p>計画目標年度の前年となる平成36年度（令和6年度（2024年度））の削減率が5.7%であり、指標の平成26年度（2014年度）比20%の削減は未達成です。</p> <p>平成37年度（令和7年度（2025年度））の削減率が5.5%であり、指標の平成26年度（2014年度）比20%の削減は達成困難な状況にあります。</p>
再生利用の目標	<p>中間目標年度の令和2年度（2020年度）のリサイクル率が14.5%であり、指標の約27%は未達成です。</p> <p>計画目標年度の前年となる令和6年度（2024年度）のリサイクル率が12.1%であり、指標の28%は未達成です。</p> <p>平成37年度（令和7年度（2025年度））のリサイクル率が12.3%であり、指標の平成26年度（2014年度）比28%は達成困難な状況にあります。</p>
最終処分の目標	<p>中間目標年度の令和2年度（2020年度）の最終処分率が11.9%であり、指標の10%以下は未達成です。</p> <p>計画目標年度の前年となる令和6年度（2024年度）の最終処分率が10.8%であり、指標の10%以下は未達成です。</p> <p>平成37年度（令和7年度（2025年度））の最終処分率が10.8%であり、指標の平成26年度（2014年度）比10%以下は達成困難な状況にあります。</p>

表3-3-1 前計画目標値の達成状況

項目\年度		単位	平成32年度 (令和2年度(2020年度)) (中間目標値)		平成36年度 (令和6年度(2024年度)) (計画目標前年度)		平成37年度 (令和7年度(2025年度)) (計画目標年度)	
			実績値	評価	実績値	評価	見込み	評価
ごみの排出 削減目標	総排出量	t/年	13,843.7	未達成	13,038.1	未達成	13,064.1	達成困難
	指標	—	平成26年度比 15%削減		—		平成26年度比 20%削減	
	削減率	—	-0.2%		5.7%		5.5%	
再生利用 の目標	総資源化量	t/年	2,012.7	未達成	1,572.1	未達成	1,610.5	達成困難
	指標	—	約27%		—		28%	
	リサイクル率	—	14.5%		12.1%		12.3%	
最終処分 の目標	最終処分量	t/年	1,642.0	未達成	1,407.0	未達成	1,412.7	達成困難
	指標	—	10%以下		—		10%以下	
	最終処分率	—	11.9%		10.8%		10.8%	

(2) ごみの発生抑制、排出抑制、資源化計画に関する施策と評価

前計画で設定したごみの発生抑制、排出抑制、資源化計画に関する施策の評価を以下に示します。

評価は、「◎：実施したもの」、「○：検討のみ又は一部実施したもの」、「△：実施したが不十分だったもの」、「×：実施しなかったもの」としています。

① 容器包装廃棄物の排出抑制

前計画で設定した施策	行政による施策の実施状況	評価
ア 過剰包装等の抑制(前計画p.47)		
消費者、販売・製造事業者、行政の連携・協議による地域レベルでの方策の検討 ・レジ袋の削減(マイバッグ運動の推進) ・過剰包装の抑制 ・使い捨て容器等の使用抑制 上記方策の消費者及び販売事業者に対する普及・啓発	消費者、販売・製造事業者、行政による連携・協議の場を設けることができませんでした。そのため、方策の検討ができていません。 方策の検討ができなかったため、普及・啓発ができていません。	× ×
イ リターナブル容器の使用促進		
地域におけるリターナブルびんの利用・返却・再利用の促進	「ごみカレンダー」に「ビール瓶、一升瓶、牛乳瓶などのリターナル瓶については、販売店などに返却するように記載しています。	○
その他のリターナブル容器の利用促進のため事業者や市民への呼びかけ	同上	○

② 再使用、環境物品等の使用促進

前計画で設定した施策	行政による施策の実施状況	評価
過剰包装等の抑制(前計画p.47)		
不用品交換等の情報の場を提供する。また、市も事業者としてグリーン購入・契約など循環型社会の形成に向けた行動を率先して実行する。 上記方策の消費者及び販売事業者に対する普及・啓発	市役所では環境負荷への負荷ができるだけ少ない製品やサービスを選択し、グリーン購入・契約を実施しています。 消費者及び販売事業者に対する普及・啓発は十分とはいえません。	◎ △

③ 生ごみの減量化

前計画で設定した施策	行政による施策の実施状況	評価
ア 家庭内での水切りの徹底について啓蒙啓発(前計画p.47)		
可燃ごみに含まれる生ごみの重量比は40~50%程度を占めており、生ごみの水分を減らすことは、ごみの減量化と処理経費の削減に最も有効である。水切りの徹底のため、水切り袋・ネット等を用いた啓蒙啓発等について検討	ホームページに「ごみの分け方と出し方」に水切りをする必要があることを記載した「ごみカレンダー」をアップしています。 「ごみカレンダー」を各戸に配布して啓発を行いました。	○
イ 家庭用生ごみ処理機の普及促進		
補助金交付制度による家庭用生ごみ処理機の普及促進	家庭で発生する生ごみの減量化を図るために、家庭用生ごみ処理機の購入に対する補助金を交付しており、購入価格の1/2に相当する額(限度額30,000円)を補助しています。令和6年度の補助実績は、19件でした。	◎
ウ おひさま堆肥事業の推進		
おひさま堆肥事業の加入世帯の拡大 ※平成21年度から、市とNPO法人エコ葛城市民ネットワークの「おひさま会」が運営する「おひさま堆肥事業」を実施している。	平成21年度から、市とNPO法人エコ葛城市民ネットワークの「おひさま会」が運営する「おひさま堆肥事業」を実施しています。令和6年度時点の加入世帯数は累計473世帯です。	◎

④ 環境教育、普及啓発の充実

前計画で設定した施策	行政による施策の実施状況	評価
ア 広報・PR活動の展開（地域での講習会・説明会、学校での環境教室等）（前計画p.48）		
ごみ減量化・再資源化の必要性	市内5つの小学校では、NPOエコ葛城市民ネットワークと学校・地域連携コーディネータの協力のもと、校内や学校近くの畑で児童たちが菜の花の栽培をしています。菜種の収穫や搾油体験、廃食油を使ったキャンドル作りを開催しています。	○
家庭内でできるごみの発生・排出抑制の方策等について		○
食べ残し等に関する食育について		○
イ 小学生に対して副読本を発行		
一人ひとりが自分の問題として環境を守り資源を大切にすること	環境教育のために、副読本を作成し、配布しています。	○
本市を住みよい美しいまちにすること	副読本を用いてごみを減らすことが住みよい街になることを説明しています。	○
ウ 再生紙をもとに作成したパンフレット等の作成、全世帯配布		
「ごみの分け方と出し方」のリーフレット	「ごみカレンダー」のリーフレットを各戸に配布しています。	◎
ごみ減量化・再資源化を啓発するパンフレット等	同上	◎
エ ごみ減量化・リサイクルを促すイベントの開催や啓発グッズ等の配布について検討		
イベントの開催や啓発グッズ等の配布を検討	「菜の花まつり」及び「キャンドルナイトの集い」でワークショップ（エコ・キャンドル作り）や啓発グッズ等の配布をしています。	◎
オ 環境学習機能や再生利用品の展示機能、情報発信機能等を有する啓発施設を整備		
ごみ処理施設等の見学会を実施	市内の小学生を対象に葛城市クリーンセンターの見学会を実施しています。	◎

⑤ かつらぎエコチャレンジによる家庭系可燃ごみの削減

前計画で設定した施策	行政による施策の実施状況	評価
(前計画p.48)		
平成28年1月から平成29年4月の新クリーンセンター稼働に向けて、6Rの推進、エコフェスティバルの開催など家庭系可燃ごみの1割削減を目標に啓蒙啓発を実施する。	葛城市クリーンセンターが稼働してから、ホームページ、広報を活用し、6Rを周知し、エコフェスティバルを開催しています。	◎

⑥ 家庭系ごみの有料化の検討

前計画で設定した施策	行政による施策の実施状況	評価
(前計画p.48)		
家庭系ごみの有料化については、ごみの排出・発生抑制のための施策（ごみの分別、生ごみの水切り）が実施されることで、ごみの削減効果が見られる場合は、現状の体制を維持していくこととする。しかし、ごみの分別状況や水切りによる削減効果が見られない場合は、ごみの有料化の導入についても検討を行っていくことが必要である。	過去5年間の家庭系可燃ごみは年々減少しています。しかしながら、家庭系ごみの1人1日平均排出量が全国平均および県平均よりも多くなっていることから、さらなる減量を目指すために検討を行う必要があります。	△

(3) 事業系ごみの減量化のための施策に関する施策と評価

① 一般廃棄物排出事業者に対する減量化指導

前計画で設定した施策	行政による施策の実施状況	評価
一般廃棄物排出事業者に対する減量化指導（前計画p.48）		
事業系一般廃棄物を排出する事業者に対して排出抑制対策を講じるよう指導	事業者に対する指導が不十分でした。	△
古紙類の分別や生ごみの堆肥化等		
ごみの減量委員会の設置の働きかけ	ごみの減量委員会の設置の働きかけをしました。	○
・OAGの分別、再利用について行政情報を受ける場として		
・自主的にごみの減量化を図るために企業に対して		
多量排出事業者に対してごみ減量化について指導	多量排出事業者に指導し、計画書の提出を指示しました。	○
排出の抑制及び再利用並びにその適正な処理に関する計画書の提出		

② 経済的インセンティブによる排出抑制

前計画で設定した施策	行政による施策の実施状況	評価
経済的インセンティブによる排出抑制(前計画p.49)		
処理手数料の改定について検討(今後の事業系一般廃棄物の排出状況、経済状況や周辺自治体の動向等を踏まえる)	事業系一般廃棄物の排出量が減少してきていることから、処理単価は増加していると考えられます。今後検討をしていく必要があります。	○

③ 給食残渣堆肥事業の推進

前計画で設定した施策	行政による施策の実施状況	評価
給食残渣堆肥事業の推進(前計画p.49)		
給食残渣堆肥事業を継続し、堆肥化による減量化を推進	平成23年度から、給食センターの食品残渣の堆肥化を実施しています。	◎

(4) 再資源化のための施策に関する施策と評価

① 再生資源集団回収の推進

前計画で設定した施策	行政による施策の実施状況	評価
助成制度のなお一層の整備・充実を図るものとする。(前計画p.50)		
助成制度のなお一層の整備・充実を図る	紙類(新聞・雑誌・段ボール)、布類(布類・古着・ぼろ布)を集団回収する団体に助成金を出しています。	○

② 資源ごみ分別収集の拡大

前計画で設定した施策	行政による施策の実施状況	評価
ア 紙・布類の分別収集の拡大(前計画p.50)		
市全域で雑紙(紙類)、紙パック及び古布の分別収集を実施(當麻地区では雑紙(紙類)、紙パック及び古布の分別収集を既に行っているが、平成29年度からは新庄区域も含める)	平成29年度(葛城市クリーンセンター稼働)から雑紙(紙類)、紙パック及び古布の分別収集を実施をしました。	◎
イ プラスチック製容器包装の分別収集(前計画p.50)		
平成29年度から「白色トレイ及びその他のプラスチック製容器包装」の分別収集を実施	平成29年度(葛城市クリーンセンター稼働)から「白色トレイ及びその他のプラスチック製容器包装」の分別収集を実施をしました。	◎
平成28年度においてはモデル地区を選定し実施	平成28年度にモデル地区を選定し実施しました。	◎

③ 拠点回収の推進

前計画で設定した施策	行政による施策の実施状況	評価
ア 廃食油の拠点回収(前計画p.50)		
拠点回収の拡大等による、廃食油の分別排出を推進	現在、市内5ヶ所に廃食油回収ボックスを設置し、廃食油の拠点回収を行っており、回収した廃食油は業者委託によりバイオディーゼル燃料(BDF)を精製し、ごみ収集車等の燃料に活用しています。	◎
イ 小型家電リサイクル法への対応(前計画p.50)		
小型家電リサイクル法に対応した再生利用について十分な検討(市民の意見、県や他市の動向等を踏まえる)	「市で収集及び処理ができないごみ」として「ごみカレンダー」により周知しています。	○
ウ 店頭回収の利用促進(前計画p.50)		
スーパー等店頭回収について市民や販売事業者へ利用促進の呼びかけ ・ペットボトル ・白色トレイ ・紙パック等	スーパーに回収BOXの設置協力により、店頭回収を実施しています。	○

④ 新クリーンセンターでの資源回収

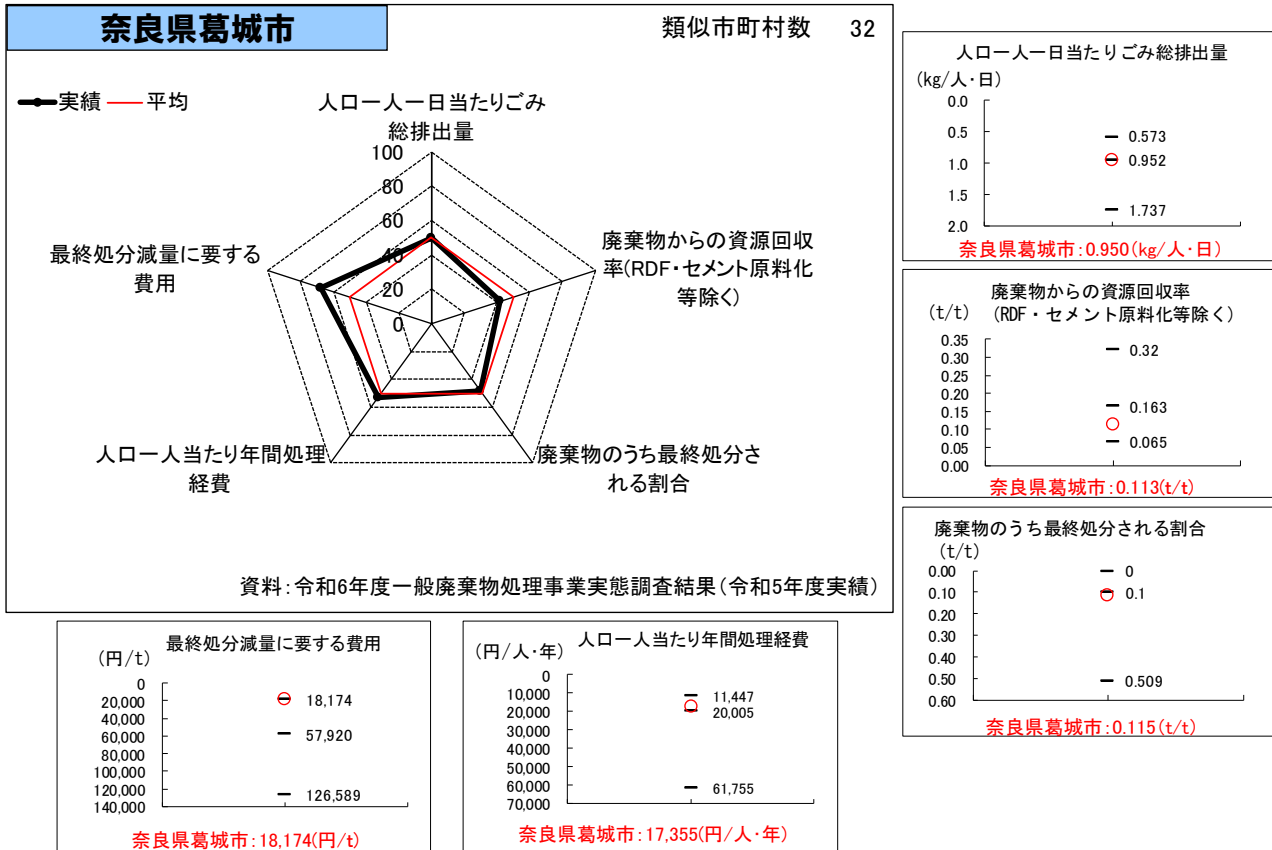
前計画で設定した施策	行政による施策の実施状況	評価
新クリーンセンターでの資源回収応(前計画p. 50)		
不燃ごみ及び粗大(大型)ごみの破碎選別処理を行い、鉄・アルミ等を資源回収するとともに、資源ごみを選別・圧縮梱包・保管等を行い効率的な再資源化を実施する。	平成29年4月より葛城市クリーンセンターリサイクルセンターが稼働しました。効率的な再資源化を実施しています。	◎

⑤ 剪定枝、農業残渣の堆肥化

前計画で設定した施策	行政による施策の実施状況	評価
剪定枝、農業残渣の堆肥化(前計画p. 50)		
平成31年度から剪定枝(200t)や農業残渣(500t)の堆肥化を行う。(新クリーンセンター建設後、新庄クリーンセンター跡地にバイオマス施設を整備)	令和2年4月より葛城市リサイクルプラザが稼働しました。剪定枝のチップ化を実施しています。	△

(5) ごみ処理システムの評価

環境省の「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」に基づき、本市のごみ処理システムを評価しました。比較対象としたのは、産業構造等の似通った全国の類似自治体であり、環境省の「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール（令和5年度実績版）」を用いて評価を行いました。評価結果を図3-3-1に示します。



※レーダーチャートが、平均値（赤線）の外側に飛び出している指標は、本市が類似市町村より優れているということを示しています。

【指標の算出方法】

標準的な指標		算出式	単位
廃棄物の発生	人口一人一日当たりごみ総排出量	= ごみ総排出量 ÷ 365(or 366) ÷ 計画収集人口 × 10 ³	kg/人・日
廃棄物の再生利用	廃棄物からの資源回収率(RDF・セメント原料化等除く)	= 資源化量 ÷ ごみ総排出量	t/t
エネルギー回収・利用	廃棄物からのエネルギー回収率	= 実態調査でデータが公表されるまでは、当面非公表	—
最終処分	廃棄物のうち最終処分される割合	= 最終処分量 ÷ ごみ総排出量	t/t
温室効果ガスの排出	廃棄物処理に伴う温室効果ガスの人口一人一日	= 実態調査でデータが公表されるまでは、当面非公表	—
費用対効果	人口一人当たり年間処理経費	= 処理及び維持管理費 ÷ 計画収集人口 × 1	円/人・年
	資源回収に要する費用	※ 実態調査でデータが収集されていないため、支援ツール上は除外	—
	エネルギー回収に要する費用	※ 実態調査でデータが収集されていないため、支援ツール上は除外	—
	最終処分減量に要する費用	= (処理及び維持管理費 - 最終処分費 - 調査研究費) ÷ (ごみ総排出量 - 最終処分量)	円/t

図3-3-1 ごみ処理システムの評価結果（令和5年度実績比較）

2 ごみ処理の課題

(1) ごみの発生・排出抑制に関する課題

令和5年度(2023年度)の本市の総排出量の1人1日平均排出量は、図3-3-2に示すように全国平均及び県平均ともに上回っています。また、本市の家庭系ごみの1人1日平均排出量についても、図3-3-3に示すように全国平均、県平均ともに上回っています。本市のごみの発生量は、全国や県の平均値を上回っていることから、ごみの発生抑制を図る必要があります。

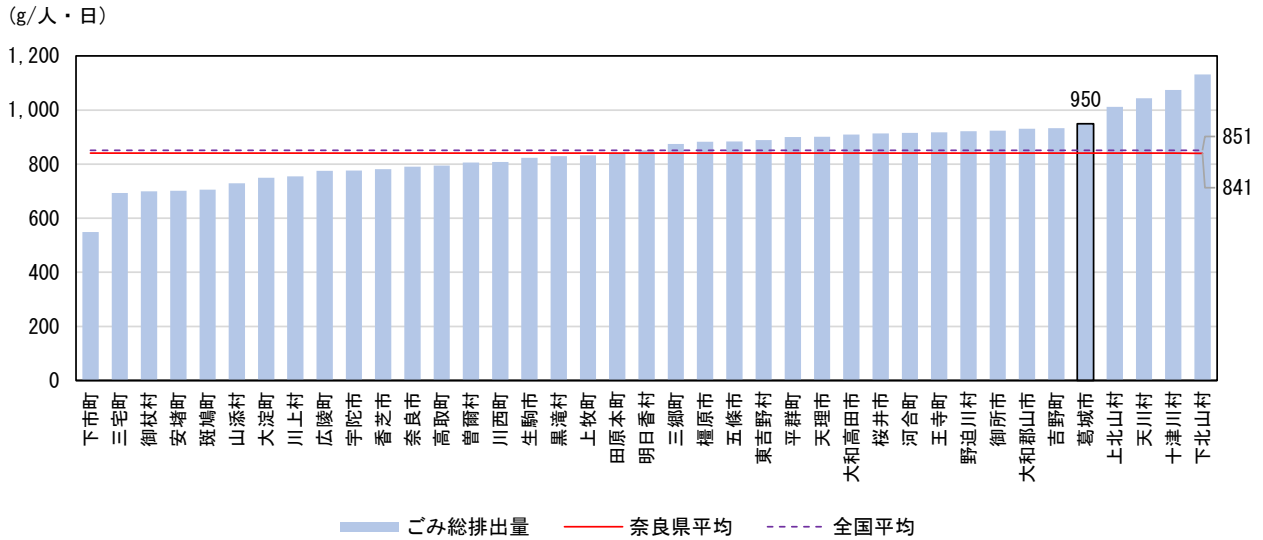


図3-3-2 総排出量の1人1日平均排出量

出典)日本の廃棄物処理 令和5年度版 令和7年3月 環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課 環境省 一般廃棄物処理実態調査結果 ごみ処理の概要(令和5年度実績)

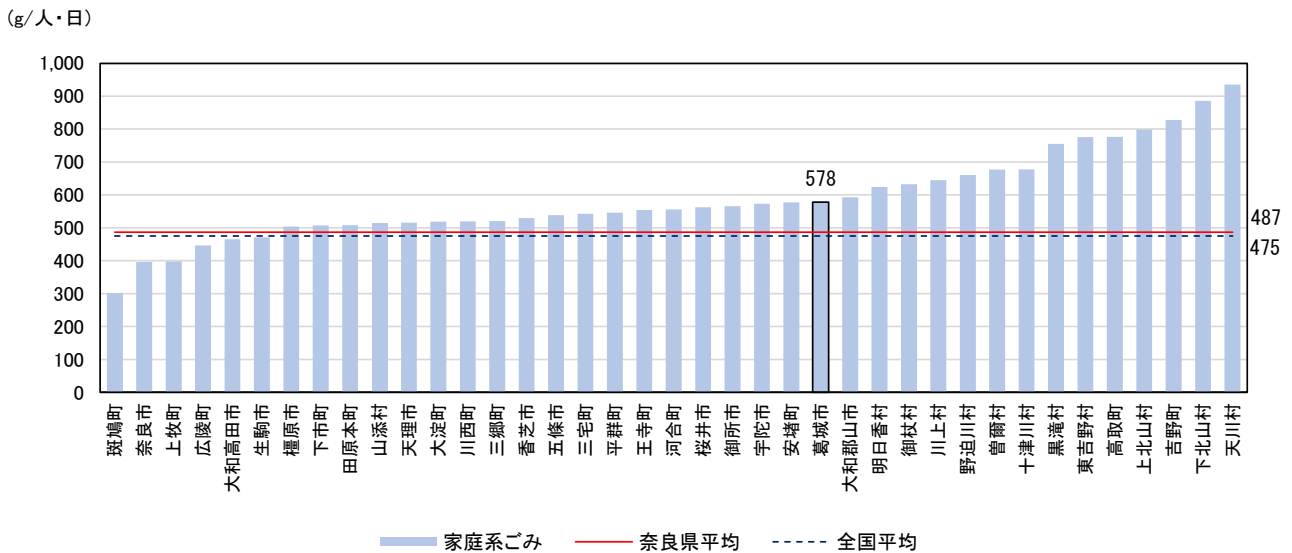


図3-3-3 家庭系ごみの1人1日平均排出量

出典)日本の廃棄物処理 令和5年度版 令和7年3月 環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課 環境省 一般廃棄物処理実態調査結果 ごみ処理の概要(令和5年度実績)

(2) 分別収集に関する課題

これまでプラスチック容器包装は、容器包装リサイクル法に基づき、分別収集、再商品化が進められてきましたが、プラスチック容器包装廃棄物以外のプラスチック使用製品（以下、「製品プラスチック」という。）は、可燃ごみ(燃えるごみ)として処理されています。

近年、廃棄物処理を行う市区町村において、「リチウム蓄電池及びリチウム蓄電池を使用した製品」（以下「リチウム蓄電池等」という）に起因した火災事故等が頻発し、全国的に深刻な課題となっています。

(3) 再資源化に関する課題

本市では、集団回収活動や資源ごみの分別収集を行うとともに中間処理施設で不燃ごみ、粗大ごみや資源ごみからの資源化物の回収を行っています。

本市のリサイクル率は令和6年度(2024年度)で12.1%となっており、令和5年度(2023年度)の11.8%は奈良県平均(15.7%)、全国平均(19.5%)を下回っています。

(4) 収集・運搬に関する課題

現在、資源ごみは容リプラが月4回、カン・古紙類が月2回、ビン・ペットボトル・古布が月1回の頻度で収集を行っています。今後は、分別排出の推進に向け、ごみ処理の変化に応じた収集頻度の見直しや拠点回収の実施等、収集体制について適宜検討を行っていく必要があります。

(5) 中間処理に関する課題

葛城市クリーンセンターの適正な維持管理を行うとともに、「プラスチック使用製品廃棄物」の分別収集の検討に合わせて、熱回収施設とリサイクルセンターの効率的な運営について検討する必要があります。

(6) 最終処分に関する課題

本市では、最終処分場を保有しておらず、焼却施設で発生する焼却残渣はフェニックス処分場へ搬入し、不燃物等は民間処分場でそれぞれ委託処分しています。

現時点で、市域内において最終処分場を確保することは極めて困難な状況であり、当面は現状どおり委託処分することになるため、さらなる最終処分量の減量化及び減容化を図る必要があります。

そのためには、ごみの減量化を図るとともに、焼却残渣のリサイクル等についても検討する必要があります。

第4節 ごみ処理の基本方針

1 基本理念

ごみ問題を根本から解決するためには、大量生産・大量消費・大量廃棄に代表される浪費型社会から脱却し、循環型社会に移行することが必要です。これは、生産から流通、消費、廃棄に至るまで、物質を効率的に利用し、リサイクルを進めることで、環境への負荷をできるだけ少なくしていくことを指しています。

循環型社会形成推進基本法では、「循環型社会」を①廃棄物等の発生抑制、②資源の循環的な利用、③適正な処分が確保されることによって、天然資源の浪費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会と位置付けています。

循環型社会を構築するためには、市民・事業者・行政が一体となって3R（Reduce：発生抑制、Reuse：再使用、Recycle：再生利用）の取り組みを推進し、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を推進する必要があります。

また、地球温暖化をはじめとする地球規模での環境問題が深刻化しており、ごみ処理事業においても焼却量の削減や省エネルギー化、熱エネルギーの有効利用等による温室効果ガス排出量の削減が求められています。

本市では、前計画の基本理念である「環境にやさしい循環型社会の構築」に基づき施策を展開してきました。ごみの発生・排出抑制を推進するとともに、新クリーンセンターの整備も終え、本格稼働後は資源ごみ分別区分の統一及び拡大や熱エネルギーの有効利用を計画するなど、循環型社会の構築に努めています。

今後も従来の3R（Reduce：発生抑制、Reuse：再使用、Recycle：再生利用）に、Refuse（ごみをふやすことになるものは受け取らない）、Repair（修理して長期間使用する）、Rental（買わずにすむものは借りる）を加えた6Rの取り組みを市民・事業者・行政が一体となって推進するとともに、地球温暖化対策等の環境に配慮した処理システムを整備することにより、循環経済を推進し、引き続き環境にやさしい循環型社会を構築していくこととします。

基本理念

『循環経済を推進し、環境にやさしい循環型社会の構築』

2 基本方針

「循環経済を推進し、環境にやさしい循環型社会の構築」を実現するための基本方針を以下のとおりとします。

(1) ごみの発生抑制の推進	ごみになるものは、作らない・売らない・買わないことがごみの発生を抑制することであり、あらゆる機会と場所を利用し市民・事業者に対してごみの発生抑制に対する意識の啓発を行うとともに主体的協力を強く働きかけていきます。
(2) ごみの排出抑制・分別収集（排出）の推進	一般家庭及び事業所等で発生したごみについては、可能な限り家庭・事業所内で減量化や再利用を図るとともに、ごみとして排出する場合はリサイクル可能なものを分別排出することにより可燃ごみ等の減量化を推進していきます。
(3) 環境に負荷の少ない循環型処理の推進	本市からごみとして排出されたものについては、葛城市クリーンセンターにおいてリサイクルを前提とした「循環型処理」を行うとともに、環境に負荷の少ない処理を推進していきます。また、周辺環境への影響についても評価を実施していきます。
(4) 市民・事業者・行政との連携・協力の推進	市民・事業者・行政がごみに関する情報を共有し、問題意識を共通のものとして連携・協力してごみ減量化に取り組んでいきます。

3 ごみの減量化方針

本市では、ごみ処理に係る基本方針をより具体化するための減量化方針を国や奈良県が定めた減量化目標を踏まえたうえで、以下に示すとおりとします。

(1) 発生・排出抑制による削減	市民・事業者に対してごみの発生・排出抑制に対する意識の啓発を行うとともに、排出抑制のための取り組みを推進することにより、総排出量（集団回収等含む）を削減し、国や奈良県の排出削減目標の達成に努めるものとします。
(2) 資源分別収集（排出）の推進	現在実施している集団回収活動や資源ごみ収集を推進するとともに、「プラスチック使用製品廃棄物」の分別収集を検討することにより、可燃ごみ等の削減に努めるものとします。
(3) 再生利用の推進	(2)の資源分別収集（排出）の推進、葛城市クリーンセンターにおけるサーマルリサイクル（熱回収）及びリサイクルセンターでの資源回収、さらに生ごみの堆肥化や剪定枝のチップ化を推進することにより、国や奈良県の再生利用目標（リサイクル率）の達成に努めるものとします。
(4) 最終処分量の削減	ごみの発生・排出抑制及び再資源化を推進することにより、最終処分量を削減し、国や奈良県の最終処分目標の達成に努めるものとします。

4 ごみ処理体制

目標年度(令和 17 年度(2035 年度))におけるごみ処理主体を表 3-4-1 に、ごみ処理計画フローを図 3-4-1 に示します。

表 3-4-1 ごみの処理主体 (令和 17 年度(2035 年度))

ごみの種類	排出区分	中間処理	最終処分・再生利用
可燃ごみ	家庭系ごみ	葛城市	焼却残渣：大阪湾広域臨海環境整備センター
	事業系ごみ	葛城市	
不燃ごみ	家庭系ごみ	葛城市	資源物：再生資源業者 不燃物：民間処分業者
資源ごみ	家庭系ごみ	葛城市	資源物：再生資源業者
粗大(大型)ごみ	家庭系ごみ	葛城市	資源物：再生資源業者 不燃物：民間処分業者

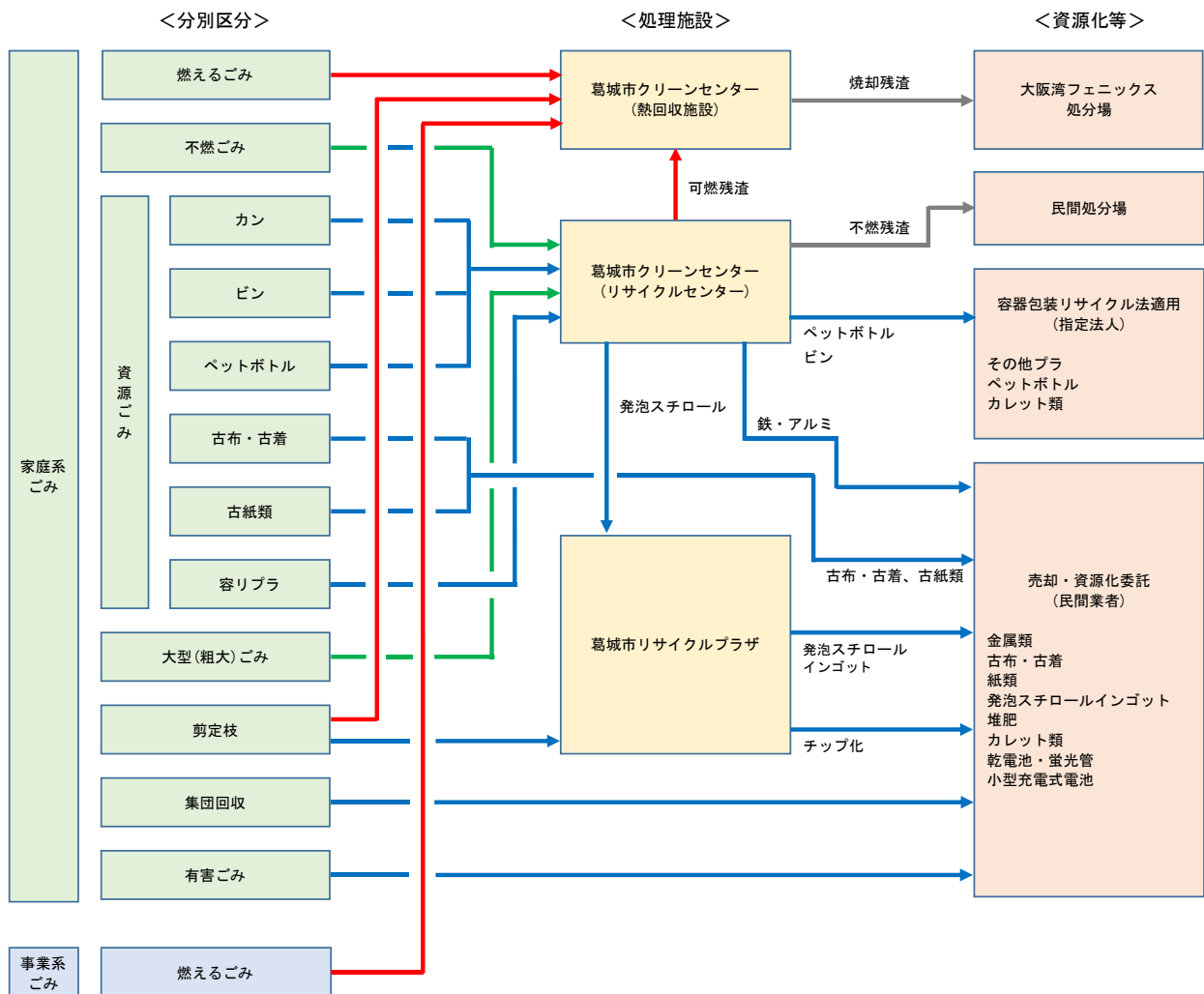


図 3-4-1 ごみ処理計画フロー (令和 17 年度(2035 年度))

第5節 ごみ量の将来予測及び減量化目標の設定

1 ごみ量の将来予測

(1) 人口及びごみ量の予測結果

本市の将来人口については、「第2期葛城市総合戦略」の目標人口より、令和12年度(2030年度)38,159人、令和17年度(2035年度)38,282人としました。

総排出量については、過去5年間の実績値を用いて、家庭系総排出量(集団回収、おひさま堆肥事業を含む)と事業系総排出量に分けて予測しました。

人口及びごみ量の予測結果を図3-5-1及び表3-5-1に示します。

総排出量(排出抑制後)は、令和6年度(2024年度)実績に対して令和17年度(2035年度)では7.7%減となっており、このうち家庭系総排出量が8.1%減、事業系総排出量は8.9%減となっています。

焼却処理量は、令和6年度(2024年度)実績に対して令和17年度(2035年度)では13.6%減となっており、最終処分量は令和6年度(2024年度)実績に対して令和17年度(2035年度)では13.3%減となっています。

リサイクル率は、令和6年度(2024年度)実績の12.1%に対して、令和17年度(2035年度)では17.7%となっています。

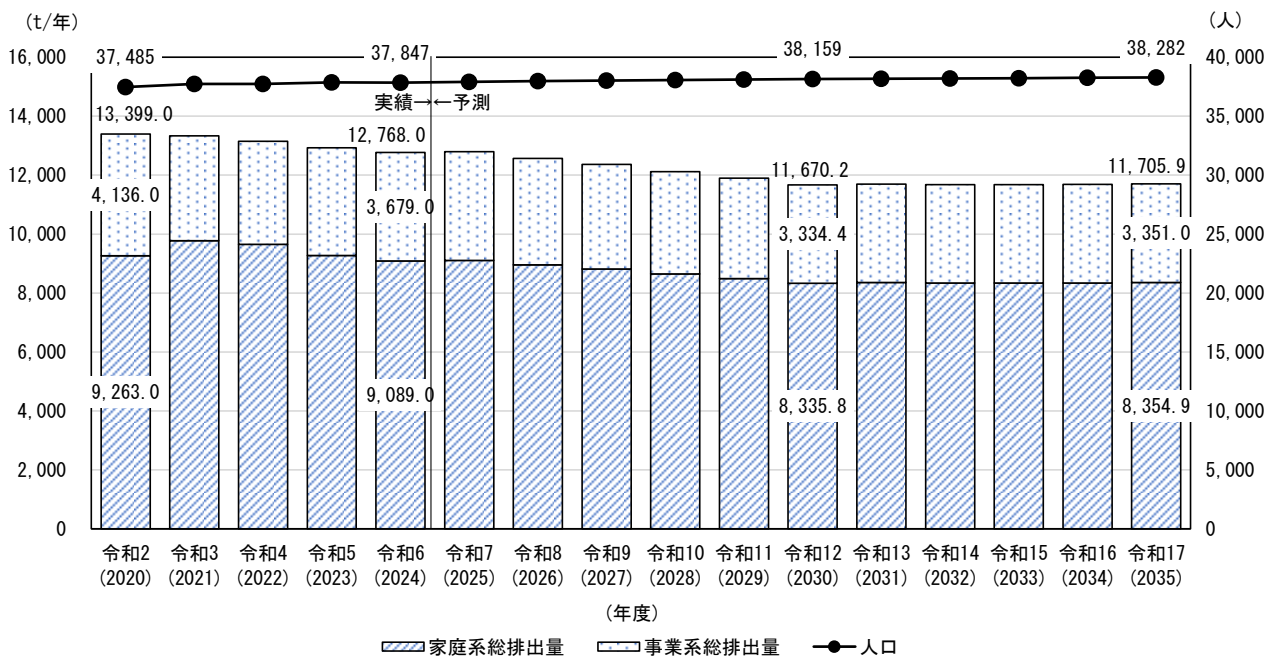


図3-5-1 人口及び総排出量の予測結果

表 3-5-1 人口及びごみ量の予測結果

項目\年度	単位	実績値		予測値			
		令和6 (2024)	令和12 (2030)	令和17			
				対令和6比	令和17 (2035)	対令和6比	
行政区域内人口	人	37,847	38,159	0.8%	38,282	1.1%	
収集人口	人	37,847	38,159	0.8%	38,282	1.1%	
自家処理人口	人	0	0	—	0	—	
年間日数(日)	日	365	365	—	366	—	
総排出量	家庭系ごみ	t/年	9,089.0	8,335.8	-8.3%	8,354.9	-8.1%
	ごみ収集量	t/年	7,416.0	6,816.3	-8.1%	6,827.7	-7.9%
	直接搬入量	t/年	1,673.0	1,519.5	-9.2%	1,527.2	-8.7%
	事業系ごみ	t/年	3,679.0	3,334.4	-9.4%	3,351.0	-8.9%
	ごみ収集量	t/年	2,796.0	2,534.0	-9.4%	2,546.6	-8.9%
	直接搬入量	t/年	883.0	800.4	-9.4%	804.4	-8.9%
	ごみ搬入量計(家庭系ごみ+事業系ごみ)	t/年	12,768.0	11,670.2	-8.6%	11,705.9	-8.3%
	集団回収量	t/年	198.3	200.6	1.2%	201.8	1.8%
	生ごみ(おひさま堆肥事業)	t/年	71.8	101.6	41.5%	131.7	83.4%
	ごみ総排出量	t/年	13,038.1	11,972.4	-8.2%	12,039.4	-7.7%
生活ごみの排出原単位	家庭系ごみ	g/人・日	657.9	598.5	-9.0%	596.3	-9.4%
	ごみ収集量	g/人・日	536.8	489.4	-8.8%	487.3	-9.2%
	直接搬入量	g/人・日	121.1	109.1	-9.9%	109.0	-10.0%
	事業系ごみ	g/人・日	266.3	239.4	-10.1%	239.2	-10.2%
	ごみ収集量	g/人・日	202.4	181.9	-10.1%	181.8	-10.2%
	直接搬入量	g/人・日	63.9	57.5	-10.0%	57.4	-10.2%
	ごみ搬入量計(家庭系ごみ+事業系ごみ)	g/人・日	924.3	837.9	-9.3%	835.5	-9.6%
	集団回収量	g/人・日	14.4	14.4	0.0%	14.4	0.0%
	生ごみ(おひさま堆肥事業)	g/人・日	5.2	7.3	40.4%	9.4	80.8%
	ごみ総排出量	g/人・日	943.8	859.6	-8.9%	859.3	-9.0%
処理・処分量	焼却処理量	t/年	10,889.0	9,382.2	-13.8%	9,404.3	-13.6%
	総資源化量	t/年	1,572.1	2,090.4	33.0%	2,132.5	35.6%
	リサイクル率	%	12.1	17.5	44.6%	17.7	46.3%
	最終処分量	t/年	1,407.0	1,217.4	-13.5%	1,220.4	-13.3%
最終処分率	%	10.8	10.2	-5.6%	10.1	-6.5%	

(2) 国、県の減量化目標等との対比

本市の予測値(排出抑制後)について、国及び奈良県の減量化目標等との対比を表 3-5-2 に示します。

国の循環型社会形成推進基本計画目標値について、令和 12 年度(2030 年度)予測値は「焼却量」が目標未達となっています。

国の廃棄物処理基本方針目標値について、令和 12 年度(2030 年度)予測値は「総排出量」、「家庭系ごみ量(資源ごみを除く)」及び「最終処分量」が目標以上ですが、「焼却量」及び「リサイクル率」は目標未達です。

奈良県廃棄物処理計画(第 5 次計画)の目標値について、令和 9 年度(2027 年度)予測値は「最終処分量」が目標以上ですが、「総排出量」、「リサイクル率」及び「最終処分率」は目標未達となっています。

表 3-5-2 国、奈良県の減量化目標の達成状況

■第五次循環型社会形成推進基本計画目標値

項目\年度	実績値			予測値		国目標値	備考
	令和4年度 (2022年度) (基準年度)	令和6年度 (2024年度)		令和12年度 (2030年度)	削減率	令和12年度 (2030年度) (目標年度)	
人口	(人)	37,748	37,847	—	38,159	—	
焼却量	(t/年)	11,077.0	10,889.0	—	9,382.2	—	
	(g/人・日)	804.0	788.2	-2.0%	673.6	-16.2%	約580g

※削減率：基準年度の令和4年度に対する削減率

■国の廃棄物処理基本方針(令和7年2月)

項目\年度	実績値			予測値		国目標値	備考
	令和4年度 (2022年度) (基準年度)	令和6年度 (2024年度)		令和12年度 (2030年度)	削減率	令和12年度 (2030年度) (目標年度)	
人口	(人)	37,748	37,847	—	38,159	—	
総排出量	(t/年)	13,516.0	13,038.1	—	11,972.4	-11.4%	約9%削減 集団回収量含む
	(g/人・日)	981.0	943.8	-3.8%	859.6	-12.4%	—
家庭系ごみ量	(t/年)	8,276.0	7,889.0	—	6,661.8	—	資源ごみ除く
	(g/人・日)	600.7	571.1	-4.9%	478.3	-20.4%	約478g
リサイクル率	(%)	13.6	12.1	—	17.5	—	約26%
焼却量	(t/年)	11,077.0	10,889.0	—	9,382.2	—	—
	(g/人・日)	804.0	788.2	-2.0%	673.6	-16.2%	約580g 第5次循環計画
最終処分量	(t/年)	1,490.0	1,407.0	-5.6%	1,217.4	-18.3%	約5%削減

※削減率：基準年度の令和4年度に対する削減率、リサイクル率：総資源化量÷総排出量×100

廃棄物処理基本方針の目標値は、第五次循環型社会形成推進基本計画の目標値と整合させる形として設定

■奈良県廃棄物処理計画(第5次計画)(R5.3)目標値

項目\年度	実績値			予測値		県目標値	備考
	令和2年度 (2020年度) (基準年度)	令和6年度 (2024年度)		令和9年度 (2027年度)	削減率	令和9年度 (2027年度) (目標年度)	
人口	(人)	37,485	37,847	—	38,018	—	
総排出量	(t/年)	13,843.7	13,038.1	-5.8%	12,649.6	-8.6%	10%削減 集団回収量含む
	(g/人・日)	1,011.8	943.8	-6.7%	911.6	-9.9%	821g
リサイクル率	(%)	14.5	12.1	—	13.7	—	19.3% 再生利用率R
最終処分量	(t/年)	1,642.0	1,407.0	—	1,345.5	-18.1%	15%削減
最終処分率	(%)	11.9	10.8	—	10.6	—	11.0%

※削減率：基準年度の令和2年度に対する削減率

リサイクル率：総資源化量÷総排出量×100、最終処分率：最終処分量÷総排出量×100

県の目標値は、国の第四次循環型社会形成推進基本計画(平成30年6月閣議決定)等の数値目標に準じて設定

2 減量化目標の設定

(1) ごみの排出削減目標

排出削減目標については、前項の国及び奈良県の目標値を踏まえて設定します。奈良県廃棄物処理計画(第5次計画)は目標年度が令和9年度(2027年度)であり、間もなく計画期間が終了となります。令和7年(2025年)に改正された国の廃棄物処理基本方針の排出削減目標は、循環型社会形成推進基本計画の令和12年度(2030年度)目標値を基に設定されたものであることから、本計画では国の廃棄物処理基本方針の減量化目標(令和12年度(2030年度))を基に設定します。

■ごみの排出削減目標

一般廃棄物の排出量(t/年)を令和4年度(2022年度)実績値に対して

令和12年度(2030年度) 約11%削減

令和17年度(2035年度) 約11%削減

資源ごみを除く家庭系のごみ排出量

令和12年度(2030年度) 約478g/人・日

令和17年度(2035年度) 約476g/人・日

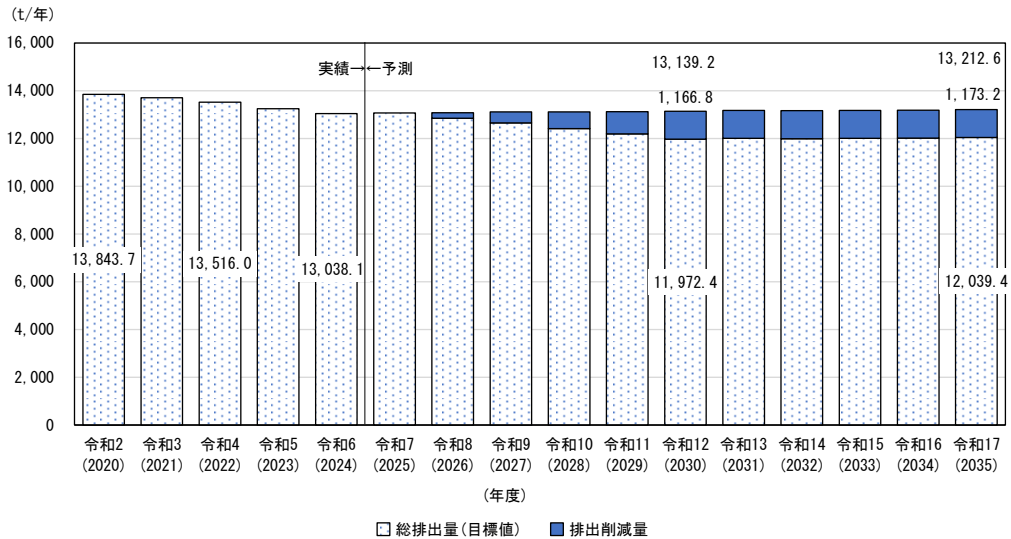


図 3-5-2 排出削減による総排出量の目標値

排出抑制及び分別促進内容

【家庭系ごみ】

- ・ 収集可燃ごみ、収集不燃ごみ及び収集粗大ごみについて、市民へ啓発を行い、令和17年度(2035年度)までに現状維持で推移する予測値に対し10%の排出抑制で削減します。
- ・ 収集可燃ごみについて、市民へ啓発を行い、現状維持で推移する予測値に対し令和17年度(2035年度)までに1%の生ごみを堆肥化事業で削減します。
- ・ 可燃ごみ質調査より、約半分を占める紙類を市民へ啓発を行い、市民の協力により、現状維持で推移する予測値に対し令和17年度(2035年度)までに8%を資源ごみとして回収します。
- ・ 直接搬入可燃ごみ及び直接搬入粗大ごみについて、市民へ啓発を行い、現状維持で推移する予測値に対し令和17年度(2035年度)までに10%の排出抑制で削減します。

【事業系ごみ】

- ・ 収集可燃ごみ、直接搬入可燃ごみについて、事業者へ啓発を行い、令和17年度(2035年度)までに現状維持で推移する予測値に対し10%の排出抑制で削減します。

【その他】

- ・ プラスチック使用製品廃棄物の分別収集については、今後検討していくものとし減量化目標に含まないものとしします。

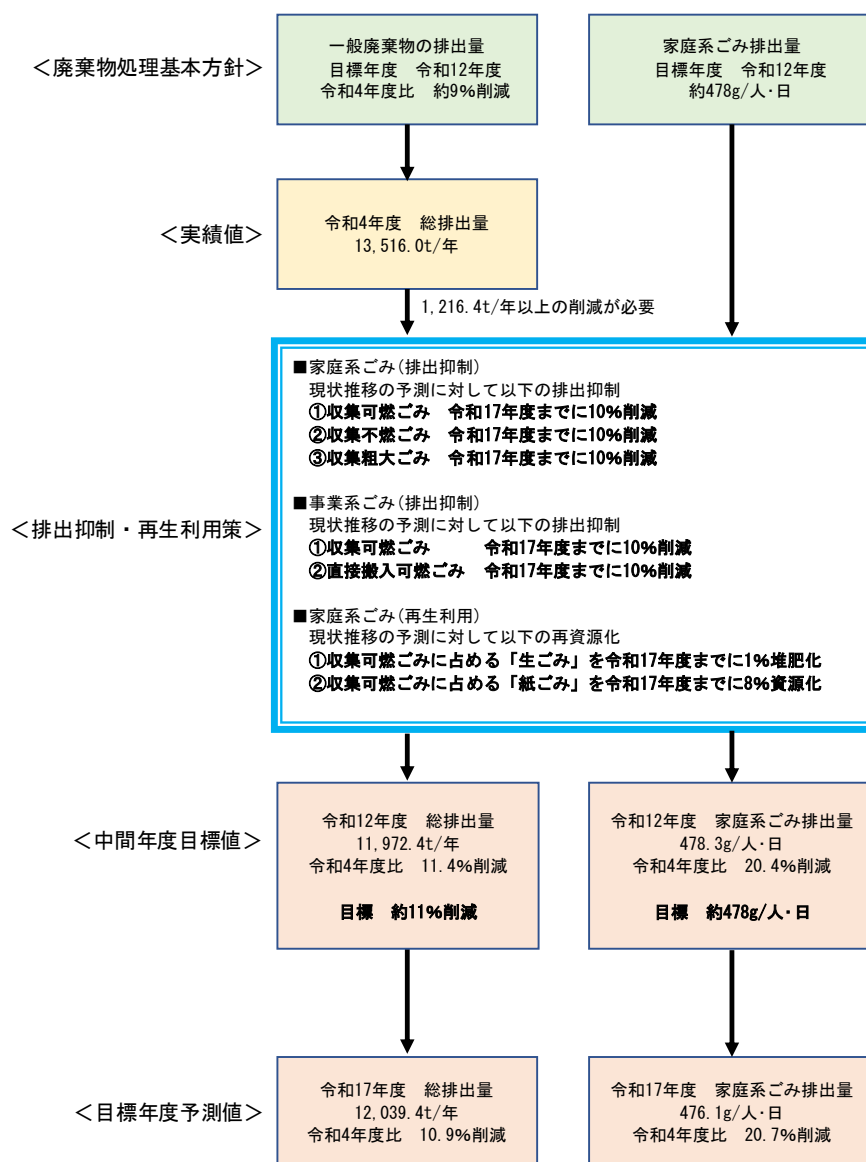


図 3-5-3 ごみの排出削減目標の設定

(2) 再生利用の目標

国の廃棄物処理基本方針では、令和12年度(2030年度)におけるリサイクル率の目標を約26%としています。

本市では、カン、ビン、ペットボトル、古布、古紙類、プラスチック製容器包装の分別収集、集団回収量、粗大ごみ処理施設、その他の資源化等を行う施設からの資源化量、生ごみの堆肥化を実施するとともに、(1)で設定した排出削減による可燃ごみ等の削減により、令和12年度(2030年度)を中間目標年度とし17.5%、令和17年度(2035年度)を目標年度として17.7%とすることを目標とします。目標値の推移を図3-5-4に示します。

■再生利用の目標

リサイクル率：令和12年度(2030年度) 17.5%
令和17年度(2035年度) 17.7%

※リサイクル率：総資源化量÷総排出量×100

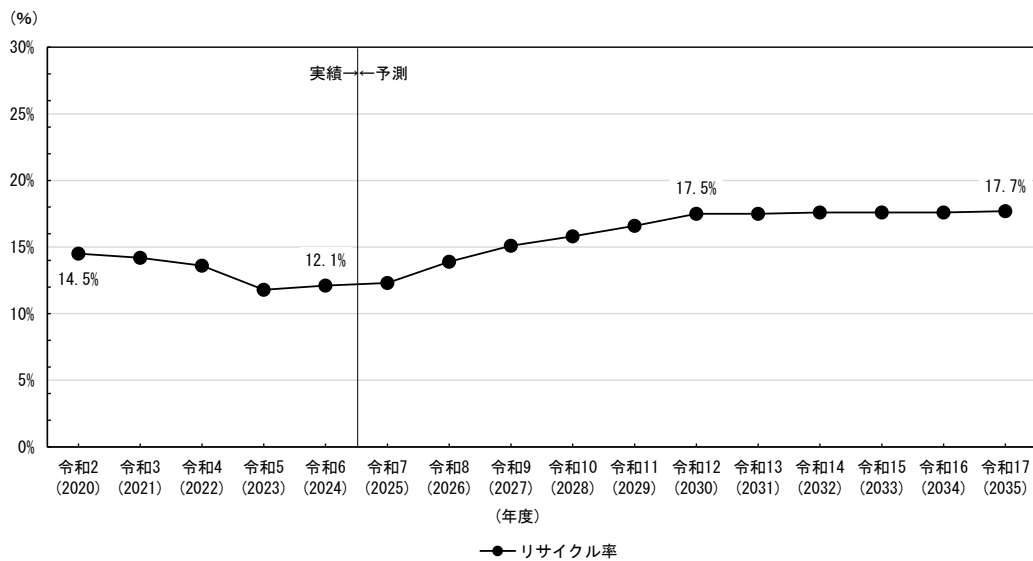


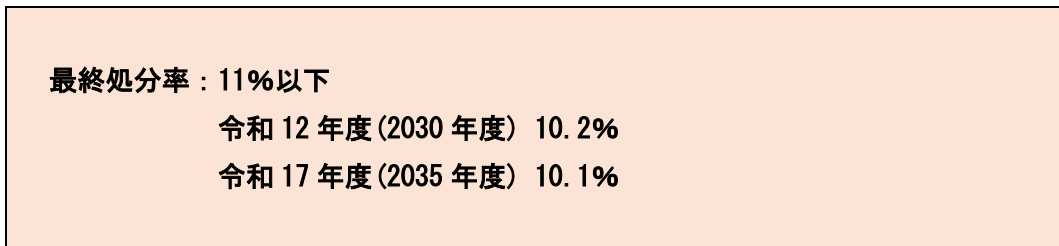
図3-5-4 リサイクル率及び最終処分率の目標値

(3) 最終処分目標

国の廃棄物処理基本方針では、令和12年度(2030年度)における最終処分量を令和4年度(2022年度)実績に対して約5%削減、奈良県廃棄物処理計画では令和9年度(2027年度)の最終処分率を11.0%とすることを目標としています。

本市では、可燃ごみ等の排出削減により処理残渣等の削減を図り、令和9年度(2027年度)以降における最終処分率を11%以下とすることを目標とします。目標値の推移を図3-5-5に示します。

■最終処分目標



※最終処分率：最終処分量÷総排出量×100

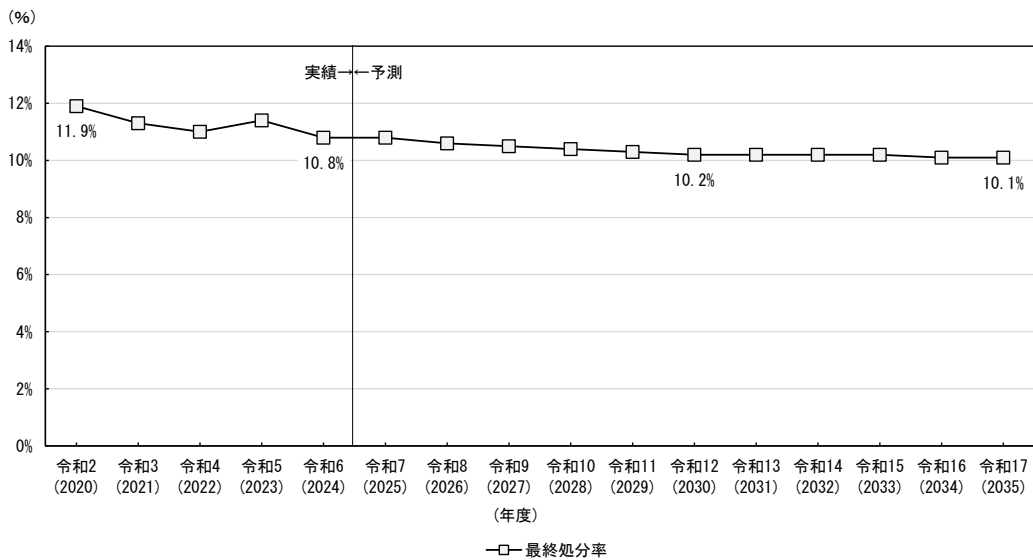


図 3-5-5 最終処分率の目標値

第6節 排出抑制・再資源化計画

1 計画の目標

ごみの発生・排出を抑制し、排出されたごみを可能な限り分別・再資源化し、環境に負荷がかからないよう適正に処理・処分することが、ごみ処理の基本であり、ごみの発生・排出抑制及び分別・再資源化が「ごみ処理基本計画」の中で最重点課題と位置づけられます。

ごみの発生・排出抑制及び分別・再資源化の促進にあたっては、大量生産、大量消費の結果としてごみを大量に発生させている現在の社会システム及びライフスタイルを見直して、リサイクルと省資源を基本とした環境への負荷の少ないシステムを目指す必要があります。そのためには、市民・事業者・行政がそれぞれの役割分担を明確にし、三者が一体となつてごみの発生・排出を抑制し排出されるごみについては分別・再資源化していかなければなりません。

ごみの発生・排出抑制及び分別・再資源化によるごみの減量は、生活及び自然環境の保全とともに処理・処分施設の延命化の要です。よって、社会経済構造を見直し生活様式の変革、市民・事業者・行政の役割と責任を明確にし、意識改革を行っていくことにより、ごみの減量化を図っていくとともに容器包装等資源物の分別排出・再資源化を図っていくものとします。

2 ごみの発生・排出抑制のための施策

葛城市ごみ減量キャンペーンとして、各種イベントや啓発活動を展開することで、葛城市民及び市内事業者のごみ減量意識の向上を図るとともに、下記施策によりごみの減量化及びリサイクル率の向上を目指します。

(1) 容器包装廃棄物の排出抑制

①過剰包装等の抑制	消費者、販売・製造事業者、行政の連携・協議による地域レベルでの方策の検討	・レジ袋の削減（マイバッグ運動の推進）【継続】 ・過剰包装の抑制【継続】 ・使い捨て容器等の使用抑制【継続】
	上記方策の消費者及び販売事業者に対する普及・啓発【継続】	
②リターナブル容器の使用促進	地域におけるリターナブル瓶の利用・返却・再利用の促進【継続・強化】	
	その他のリターナブル容器の利用促進のため事業者や市民への呼びかけ【継続・強化】	

(2) 再使用、環境物品等の使用促進

不用品交換等の情報の場を提供します。また、市も事業者としてグリーン購入・契約など循環型社会の形成に向けた行動を率先して実行します。【継続・強化】

(3) 生ごみの減量化

①家庭内での水切りの徹底について啓発	可燃ごみに含まれる生ごみは水分を多く含んでおり、生ごみの水分を減らすことは、ごみの減量化と処理経費の削減に最も有効です。	・水切りの徹底のため、水切り袋・ネット等を用いた啓発等について検討【継続・強化】
②家庭用生ごみ処理機の普及促進	補助金交付制度による家庭用生ごみ処理機の普及促進【継続・強化】	
③おひさま堆肥事業の推進	おひさま堆肥事業の加入世帯の拡大【継続・強化】 ※平成21年度から、市とNPO法人エコ葛城市民ネットワークの「おひさま会」が運営する「おひさま堆肥事業」を実施しています。	

(4) 食品ロス削減による減量化

大量の食品ロスが発生することにより、ごみ処理に多額のコストがかかり、可燃ごみとして燃やすことで、温室効果ガス排出や焼却後の灰の埋め立て等による環境負荷がかかっています。

このように様々な影響や問題があるため、食品ロス削減の啓発活動を実施します。【新規】

(5) 環境教育、普及啓発の充実

①広報・PR活動の展開（地域での講習会・説明会、学校での環境教室等）	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ減量化・再資源化の必要性【継続・強化】 ・家庭内のできるごみの発生・排出抑制の方策等について【継続・強化】 ・食べ残し等に関する食育について【継続・強化】
②小学生に対して環境教育を実施	<ul style="list-style-type: none"> ・一人ひとりが自分の問題として環境を守り資源を大切にすること【継続・強化】 ・本市を住みよい美しいまちにすること【継続・強化】
③再生紙をもとに作成したパンフレット等の作成、全世帯配布	<ul style="list-style-type: none"> ・「ごみの分け方と出し方」のリーフレット【継続・強化】 ・ごみ減量化・再資源化を啓発するパンフレット等【継続・強化】
④ごみ減量化・リサイクルを促すイベントの開催や啓発グッズ等の配布について検討	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント開催【継続・強化】 ・啓発グッズ等の配布【継続・強化】
⑤環境学習機能や再生利用品の展示機能、情報発信機能等を有する啓発施設を整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理施設等の見学会を実施【継続・強化】

(6) かつらぎエコチャレンジによる家庭系可燃ごみの削減

目標年度である令和17年度(2035年度)に向けて、6Rの推進、菜の花まつりの開催など家庭系可燃ごみの1割削減を目標に啓発活動を実施します。【継続・強化】

(7) 家庭系ごみの有料化の検討

家庭系ごみの有料化については、近年、家庭系ごみの減少はみられますが、家庭系ごみの1人1日平均排出量が全国平均および県平均よりも多くなっていることから、さらなる減量を目指すために検討を行う必要があります。【継続・強化】

(8) 事業系ごみの減量化

①一般廃棄物排出事業者に対する減量化指導	事業系一般廃棄物を排出する事業者に対して排出抑制対策を講じるよう指導	・古紙類の分別や生ごみの堆肥化等【継続】
	ごみの減量委員会の設置の働きかけ	・OAごみの分別、再利用について行政情報を受ける場として【継続・強化】 ・自主的にごみの減量化を図るために企業に対して【継続・強化】
	多量排出事業者に対してごみ減量化について指導	・排出の抑制及び再利用並びにその適正な処理に関する計画書の提出【継続・強化】
②経済的インセンティブによる排出抑制	処理手数料の改定について検討（今後の事業系一般廃棄物の排出状況、経済状況や周辺自治体の動向等を踏まえる）【継続・強化】	
③給食残渣堆肥事業の推進	給食残渣堆肥事業を継続し、堆肥化による減量化を推進【継続・強化】	

3 再資源化のための施策

(1) 再生資源の推進

家庭から排出される生ごみは、生ごみ処理機器により自家処理をすることで生ごみを減らし、再資源化することができます。家庭用生ごみ処理機購入補助や再生資源集団回収団体への助成金等の助成制度のなご一層の整備・充実を図ります。【継続・強化】

(2) 資源ごみ分別収集の拡大

令和4年(2022年)4月からプラスチック資源循環法が新たに施行され、「プラスチック使用製品廃棄物」の分別の基準を策定し、その基準に従って適正に分別して排出されるように市民へ周知する必要があります。製品プラスチックの分別収集、再商品化の方法を検討します。【新規】

リチウム蓄電池等は、有害ごみの日に小型充電式電池として分別収集していますが、廃棄物処理法に基づきリチウム蓄電池等を適正に処理をするために分別・回収方法、保管方法、循環利用・適正処理方法、引渡し方法を検討します。【新規】

(3) 拠点回収の推進

①廃食油の拠点回収	拠点回収の拡大等による、廃食油の分別排出を推進 ※現在、市内5ヶ所に廃食油回収ボックスを設置し、廃食油の拠点回収を行っています。【継続・強化】	
②小型家電リサイクル法への対応	小型家電リサイクル法に対応した再生利用について十分な検討（市民の意見、県や他市の動向等を踏まえます）【継続・強化】	
③店頭回収の利用促進	スーパー等店頭回収について市民や販売事業者へ利用促進の呼びかけ	・ペットボトル、白色トレイ、紙パック等【継続・強化】

(4) 剪定枝のチップ化

リサイクルプラザにおいて、剪定枝のチップ化を継続します。【継続・強化】

4 市民及び事業者の役割

ごみの排出抑制・再資源化のために市民及び事業者が果たすべき役割を以下に示します。

(1) 市民の役割

市民は、ごみを排出する当事者として自ら発生・排出抑制に努めるとともに、市が行うごみの減量化・再資源化に関する施策に協力します。

①簡易包装の依頼・買物袋の持参	買い物時には過剰包装をこたわり、買い物袋を持参するなどレジ袋等のごみとなる物の受け取りを自粛していきます。
②使い捨て容器・商品等の使用削減	皿売り・計り売りの生鮮食品を購入し、トレイを削減します。
	計り売りの酒屋や牛乳の宅配をできるだけ利用することにより、使い捨て容器入り飲料や液体調味料等の購入を抑制します。(リターナブル瓶入り商品の購入)
	詰替用容器式商品の購入により、日用品のプラスチック製ボトルを削減します。
	ハンカチや布巾等を利用して、ティッシュや紙布巾を削減します。
③生ごみの発生抑制・減量化	紙おむつの代わりとして、布おむつなどの利用するよう努めます。
	計画的に食品を購入し賞味期限内に使い切ります。
	料理は作る分量を工夫するなどして残さず食事します。
	生ごみは極力水切りします。
④再使用・再生利用の促進	家庭用生ごみ処理機による堆肥化や市民団体による堆肥化事業をすすめます。
	まだ使用できる不用品を他人に再利用してもらうため、不用品交換会やバザー等へ積極的に参加していきます。
⑤ごみの分別排出の促進	家庭内で使用する日用品等に再生品を使用するよう努めます。
	家電 4 品目やパソコンをはじめ販売店等で引取可能なものは、極力引き取ってもらうようにし適正なルートでの処理・再生を行います。
	ペットボトル、トレイ、紙パック等の店頭回収を積極的に利用します。
	古紙類(新聞・雑誌・ダンボール)、古布類、紙パックについては、集団回収を行っている子ども会や自治会などの団体及び資源回収業者へ出すようにします。
⑥その他	市が実施するごみの分別収集に協力し、分別区分ごとの正しいごみの出し方を行っていきます。
	市が実施する排出抑制・再資源化施策に協力し、家庭系ごみの減量化を推進していきます。

(2) 事業者の役割

事業者は、事業活動に伴って発生するごみを、自らの責任において適正に処理するとともに、製造・流通・販売の各段階におけるごみ減量化・再資源化を行います。

①ごみ排出事業者の役割	事業活動に伴って発生するごみは、事業所内での発生・排出抑制及び再生利用に努めるものとします。また、必要に応じて複数事業者の協力による回収体制を整備します。
	多量のごみを排出する事業所は、減量化・再資源化計画を作成し実行していきます。また、従業員に対してごみ減量化・再資源化に関する意識の高揚を図っていきます。
	事業所で使用する事務用品や日用品等に再生品を使用するよう努めるとともに、事業活動に使用する原材料についても再生品の使用に努めます。
	「食品リサイクル法」に基づき、生ごみの堆肥化・減量化を推進します。
	ごみを排出する場合は、市の実施している分別区分を遵守し、排出する場合は施設へ直接搬入するか市の許可業者に委託します。
②製造事業者の役割	使い捨て容器の製造を自粛し、環境やリサイクルを考えた製品の開発に努めます。
	有効期間ができるだけ長くなるような製品開発に努め、修理サービス等の拡大を図ります。
	再生資源を用いた製品の開発及び供給を拡大するよう努めます。
	宣伝広告を通じて消費者にごみ減量化・再資源化の意識高揚を行います。
③流通業者・販売業者の役割	過剰包装を行わず適正包装の促進及び適正包装の方法の開発を行っていきます。
	使い捨て容器の販売を自粛し、環境やリサイクルを考えた製品の販売に努めます。
	容器包装等の回収ルートを整備に努めます。
	家電製品等については極力引き取るよう努めます。
	消費者による買い物袋持参運動等に積極的に協力します。
	消費者へ再生品の利用を促進していきます。
④その他	市が実施する排出抑制・再資源化施策に協力し事業系ごみの減量化を推進していきます。

第7節 ごみの適正処理計画

1 収集・運搬計画

(1) 計画の目標

一般家庭から排出されるごみを、迅速かつ衛生的に中間処理施設へ収集・運搬し、市民の生活環境を清潔に保持することを目標とします。

また、プラスチック製容器包装等の分別収集の拡大に対応した収集・運搬体制を整備していくものとします。

(2) 計画収集区域

本市全域を収集対象区域とします。

(3) 収集・運搬の方法及び量

令和8年度(2026年度)以降の収集・運搬の方法を表3-7-1に、収集・運搬の量を表3-7-2に示します。

① 分別収集区分

葛城市クリーンセンターの整備にともない、平成29年度(2017年度)に大きく見直しがおこなわれ、全市域で統一した分別収集区分となりました。今後も現状の分別収集区分を継続していきます。

② 収集主体

今後も現状の収集主体を継続し、可燃ごみ及び資源ごみを直営収集とし、不燃ごみ及び粗大(大型)ごみを委託収集とします。

なお、事業系一般ごみについては、現状どおり許可業者による収集又は自己搬入とします。

③ 排出方法(容器)

分別排出の徹底を図るために、可燃ごみは透明又は半透明袋とし、不燃ごみ及び資源ごみは現状どおりコンテナとします。また、プラスチック製容器包装については、透明又は半透明袋とします。

④ 収集頻度

収集頻度は、基本的に現状の収集頻度を維持していくものとしますが、今後の排出状況等により必要に応じて見直していくものとします。

⑤ 収集方式

可燃ごみ、不燃ごみ及び資源ごみは、現状どおりステーション方式とし、粗大(大型)ごみについても引き続き申込制による戸別収集とします。

表 3-7-1 収集・運搬の方法（令和 8 年度(2026 年度)以降）

分別区分		排出方法	収集頻度	収集主体	収集方法
可燃ごみ(燃えるごみ)		透明又は半透明袋	週 2 回	直営・委託	ステーション収集
不燃ごみ		コンテナ	月 1 回	委託	ステーション収集
資源ごみ	カン	コンテナ	月 2 回	委託	ステーション収集
	ビン	コンテナ	月 1 回	委託	ステーション収集
	ペットボトル	透明又は半透明袋	月 1 回	直営・委託	ステーション収集
	古布・古着	透明又は半透明袋	月 1 回	直営・委託	ステーション収集
	古紙類(雑誌、新聞紙・ダンボール・雑紙等)	紐結束等	月 2 回	直営・委託	ステーション収集
	容器包装リサイクルプラスチック	透明又は半透明袋	月 4 回	直営	ステーション収集
大型ごみ(粗大ごみ)		申込制(5 点以内/回)	—	委託	戸別収集
有害ごみ		コンテナ	2 か月 に 1 回	直営	ステーション収集

表 3-7-2 収集・運搬の量

項目 \ 年度	単位	実績値	予測値		
		令和6 (2024)	令和12 (2030)	令和17 (2035)	
収集人口	人	37,847	38,159	38,282	
収集ごみ量	可燃ごみ(燃えるごみ)	t/年	5,755.0	4,728.6	4,727.4
	不燃ごみ	t/年	259.0	234.0	235.4
	資源ごみ	t/年	1,169.0	1,642.0	1,651.9
	カン	t/年	61.1	61.3	61.6
	アルミ缶	t/年	42.3	43.2	43.4
	スチール缶	t/年	18.8	18.1	18.2
	ビン	t/年	166.5	168.5	169.5
	ペットボトル	t/年	91.2	91.9	92.5
	古布	t/年	58.5	58.5	58.8
	古紙類	t/年	570.7	1,039.0	1,045.3
	容リプラ	t/年	222.8	222.8	224.2
	粗大ごみ	t/年	233.0	211.7	213.0
合計	t/年	7,416.0	6,816.3	6,827.7	

※資源ごみ合計の実績値は、集計誤差により、資源ごみ内訳と合致しません。

2 中間処理計画

(1) 計画の目標

ごみとして排出されたものについては、本市の中間処理施設で極力資源化・減量化・減容化・安定化することにより最終処分場への負担をできるだけ軽減するものとします。

また、焼却処理にあたっては、ダイオキシン類対策等の環境保全に充分配慮した処理を行うとともに、熱エネルギーの有効利用を推進していきます。

(2) 中間処理の方法及び量

可燃ごみ(燃えるごみ)、不燃ごみ、粗大(大型)ごみ及び資源ごみについては、葛城市クリーンセンターにおいて資源化・減量化・減容化・安定化及びエネルギー回収を行います。

また、リサイクルプラザにおいて、剪定枝のチップ化を行います。

令和8年度(2026年度)以降の中間処理の方法を表3-7-3に、中間処理の量を表3-7-4に示します。

表 3-7-3 中間処理の方法

ごみの種類		中間処理の方法
可燃ごみ(燃えるごみ)		葛城市クリーンセンターの焼却施設において焼却処理し、焼却残渣については埋立処分します。
不燃ごみ		葛城市クリーンセンターのリサイクルセンターにおいて破碎選別処理し、可燃物は焼却処理、不燃物は埋立処分、鉄・アルミは資源回収します。
粗大(大型)ごみ		
資源ごみ	缶	葛城市クリーンセンターのリサイクルセンターにおいてアルミ缶とスチール缶に選別し、資源回収します。
	ビン	葛城市クリーンセンターのリサイクルセンターにおいてカレット(無色・茶色・その他)、生びんに選別し資源回収します。
	ペットボトル	葛城市クリーンセンターのリサイクルセンターにおいて破袋・選別・圧縮梱包し、資源回収します。
	プラスチック製容器包装	葛城市クリーンセンターのリサイクルセンターにおいて破袋・選別・圧縮梱包し、資源回収します。
	新聞、雑誌、ダンボール、紙パック、雑紙、古布	収集したものを再生資源業者に直接搬入します。
剪定枝(一部)		リサイクルプラザにおいて、チップ化します。

表 3-7-4 中間処理の量

項目 \ 年度		単位	実績値	予測値	
			令和6 (2024)	令和12 (2030)	令和17 (2035)
処理・処分量	焼却処理施設	t/年	10,889.0	9,382.2	9,404.3
	焼却量	t/年	10,889.0	9,382.2	9,404.3
	直接焼却量	t/年	10,889.0	9,382.2	9,404.3
	粗大ごみ処理施設からの搬入量	t/年	0.0	0.0	0.0
	その他の資源化等を行う施設からの搬入量	t/年	0.0	0.0	0.0
	焼却残渣量	t/年	1,347.0	1,163.4	1,166.1
	焼却施設からの資源化量	t/年	0.0	0.0	0.0
	粗大ごみ処理施設	t/年	678.0	614.0	617.5
	処理残渣の焼却	t/年	0.0	0.0	0.0
	処理残渣の埋立	t/年	60.0	54.0	54.3
	資源化量	t/年	229.0	207.5	208.7
	金属類	t/年	229.0	207.5	208.7
	その他の資源化等を行う施設	t/年	571.0	576.5	580.0
	処理残渣の焼却	t/年	0.0	0.0	0.0
	処理残渣の埋立	t/年	0.0	0.0	0.0
	資源化量	t/年	444.0	483.2	486.2
	ガラス類	t/年	184.0	168.5	169.5
	ペットボトル	t/年	77.0	91.9	92.5
	容器包装プラ	t/年	183.0	222.8	224.2

※粗大ごみ処理施設の実績値及び目標値は、集計誤差により、処理内訳と合致しません。
 その他の資源化等を行う施設の実績値及び目標値は、集計誤差により、処理内訳と合致しません。

3 最終処分計画

(1) 計画の目標

最終処分場における埋立処分は、廃棄物処理における最終工程と位置づけられますが、最終処分場の立地は用地の確保、住民の合意形成などの点で、計画から建設に至るまで長期間を要し非常に困難な状況にあります。そのため、発生・排出源での減量化、資源化の推進及び中間処理での減量化・減容化を行い、最終処分量を低減していくことを計画の基本とします。

(2) 最終処分の方法及び量

当面は、現状どおり焼却残渣は大阪湾フェニックス処分場で埋立処分し、不燃物等は民間処分場で埋立処分を行うものとしますが、今後は焼却残渣のリサイクル等について検討していきます。

最終処分の量を表 3-7-5 に示します。

表 3-7-5 最終処分の量

項目\年度	単位	実績値	予測値	
		令和6 (2024)	令和12 (2030)	令和17 (2035)
直接最終処分量	t/年	0.0	0.0	0.0
焼却残渣量	t/年	1,347.0	1,163.4	1,166.1
粗大ごみ処理施設からの搬入量	t/年	60.0	54.0	54.3
その他の資源化等を行う施設からの搬入量	t/年	0.0	0.0	0.0
合計	t/年	1,407.0	1,217.4	1,220.4

第8節 その他関連計画

1 廃棄物減量等推進審議会及び廃棄物減量等推進員

市民、事業者及び行政が一体となっておみの減量化・再生利用、適正処理の推進に関する協議を行なうための「廃棄物減量等推進審議会」の設置について検討します。

また、市民及び事業者に対し、ごみの出し方等の指導や助言が行え、同時に地域の声を取り入れる窓口となる「廃棄物減量等推進員」の設置についても検討します。

2 事業者の協力

事業者には、環境への負荷が少ない事業活動を行なっていくことが求められます。そのためには行政による仕組みづくりや呼びかけが必要となります。今後、行政と事業者の協力体制を確立するため、本計画を活用し、それぞれの役割を周知していきます。

3 災害廃棄物に対する対処方針

震災や水害等に伴い発生した災害廃棄物については、「葛城市地域防災計画」に基づき県、周辺自治体、廃棄物処理業団体、建設業関係団体等の支援・協力を得ながら、迅速かつ円滑に除去するとともに、可能な限り葛城市クリーンセンター等にて適正な処理処分を行います。

また、災害発生時に備えて平常時においても、廃棄物処理組織の整備、周辺自治体と連携した相互支援・協力体制の整備を図るとともに、一時保管場所及び処理処分場所の確保に努め、機材・人員配置、地元対策などの調整を行います。

4 不適正処理、不法投棄対策

地域と一体となった普及啓発により、分別区分の徹底を進めるとともに職員によるパトロールの強化やクリーンキャンペーンの実施による美化に努め、街灯の設置などを行い、不法投棄の防止を図ります。

また、各地区に設置した環境委員の協力により、地域での監視体制の強化と、不法投棄の早期発見を目指すとともに、市内各所に設置している監視カメラの増設を図り、抑止力の増強を図ります。

5 計画の進行管理

効果的に施策を推進し、減量目標等を達成するためには施策の実施状況や目標値の達成状況を定期的にチェックし、評価、改善措置を講じることが必要です。そのため、図 3-8-1 に示すような計画 (Plan)、実行 (Do)、評価 (Check)、見直し (Action) のPDCAサイクルの概念を導入し、これを実施することで減量目標の達成を目指します。

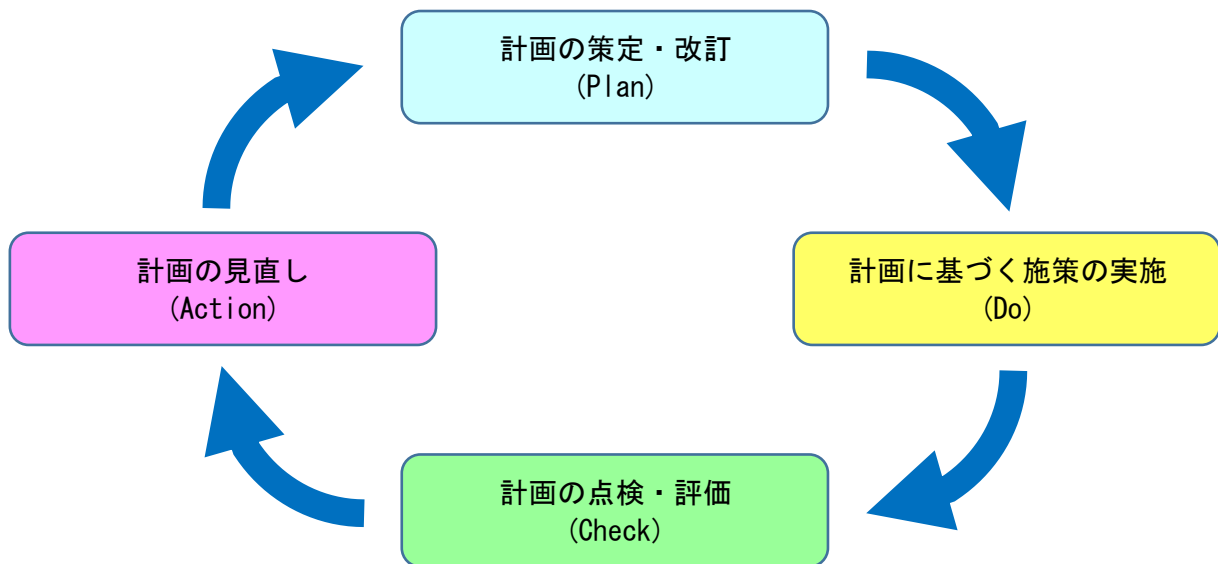


図 3-8-1 PDCAサイクルのイメージ

第4章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水処理の現況

1 生活排水の処理体系

本市の生活雑排水及びし尿は、図 4-1-1 に示すように公共下水道、合併処理浄化槽[※]、単独処理浄化槽[※]（し尿）で処理していますが、生活雑排水の一部は未処理のまま河川等の公共用水域に放流されています。

汲み取りし尿、合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽で発生する汚泥については、葛城地区清掃事務組合（以下、「組合」という。）のアクアセンター（汚泥再生処理センター）へ搬入し処理しています。

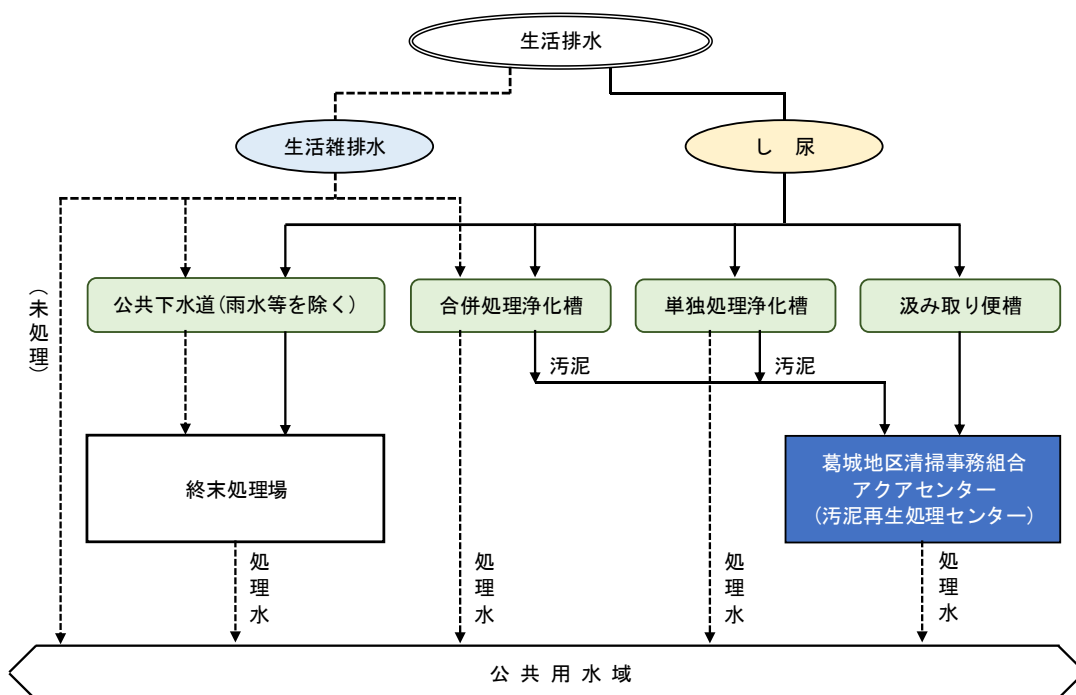


図 4-1-1 現状の生活排水処理体系

※平成 12 年の浄化槽法一部改正により単独処理浄化槽の新設は原則禁止され、合併処理浄化槽を「浄化槽」と定義し、既設の単独処理浄化槽は「みなし浄化槽」として浄化槽法の適用対象としていますが、本市では未だ単独処理浄化槽が残存しており、「浄化槽」という表現が間違いを生じやすいため、本計画では従来どおり「合併処理浄化槽」及び「単独処理浄化槽」と記載することとします。

- ・単独処理浄化槽：し尿のみ処理
- ・合併処理浄化槽：し尿と生活雑排水を併せて処理

2 生活排水処理形態別人口の実績

生活排水処理形態別人口の実績を表 4-1-1 及び図 4-1-2 に示します。

本市では、公共下水道及び合併処理浄化槽による生活排水処理を行っており、令和 6 年度(2024 年度)において計画処理区域内人口 37,847 人のうち 35,970 人については生活排水の適正処理がなされており生活排水処理率は 95.2%となっています。

表 4-1-1 生活排水処理形態別人口の実績

区分\年度	単位	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)
計画処理区域内人口	人	37,485	37,729	37,748	37,879	37,847
水洗化・生活雑排水処理人口	人	35,348	35,517	35,737	35,911	36,028
生活雑排水処理率	%	94.3	94.1	94.7	94.8	95.2
コミュニティ・プラント	人	0	0	0	0	0
合併処理浄化槽	人	776	779	778	748	780
公共下水道	人	34,572	34,738	34,959	35,163	35,248
農業集落排水施設	人	0	0	0	0	0
生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	人	1,548	1,647	1,496	1,485	1,381
非水洗化人口	人	589	565	515	483	438
し尿収集人口	人	580	556	506	474	429
自家処理人口	人	9	9	9	9	9
計画処理区域外人口	人	0	0	0	0	0

※水洗化・生活雑排水処理人口：し尿および生活雑排水を併せて適正に処理している人口

生活排水処理率：水洗化・生活雑排水処理人口÷計画処理区域内人口×100

各年度 10 月 1 日現在の人口

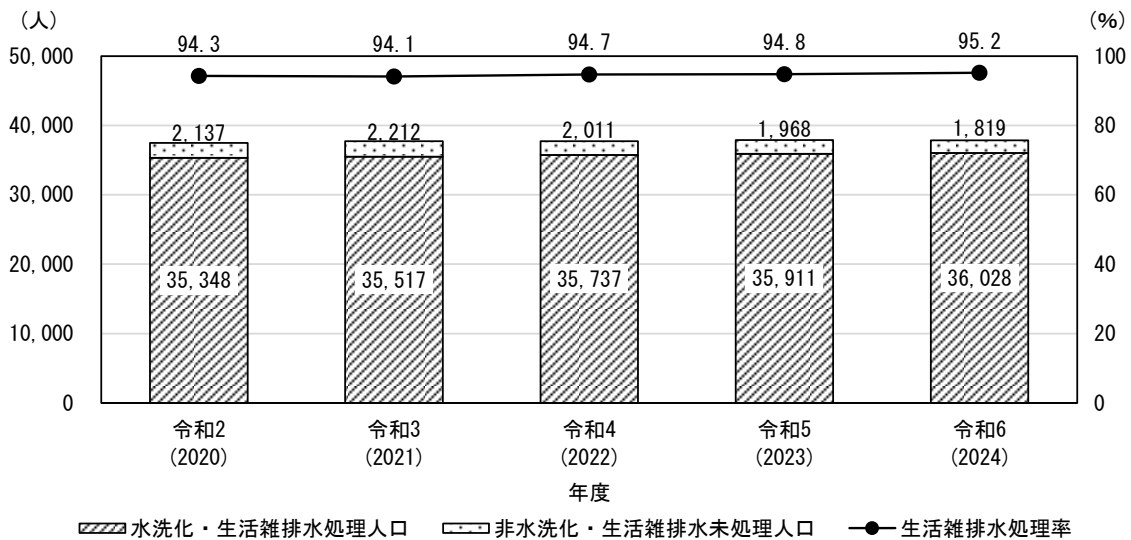


図 4-1-2 生活排水処理形態別人口の推移

3 生活排水処理施設の整備状況

(1) 下水道整備事業

本市では、下水道処理施設が存在しないため、大和川上流・宇陀川流域下水道事業（第二処理区）により処理が行われています。

第二処理区の計画概要及び整備状況を表 4-1-2 に、計画区域図を図 4-1-3 に示します。

表 4-1-2 大和川上流・宇陀川流域下水道事業（第二処理区）の計画概要及び整備状況

全体計画		事業計画		令和6年度整備状況		
計画面積	計画人口	計画面積	計画人口	計画面積	計画人口	区域内面積整備率
(ha)	(人)	(ha)	(人)	(ha)	(人)	(%)
15,549	373,256	8,204	344,638	6,589	346,251	80.3

資料：令和6年度 業務年報 奈良県流域下水道センター

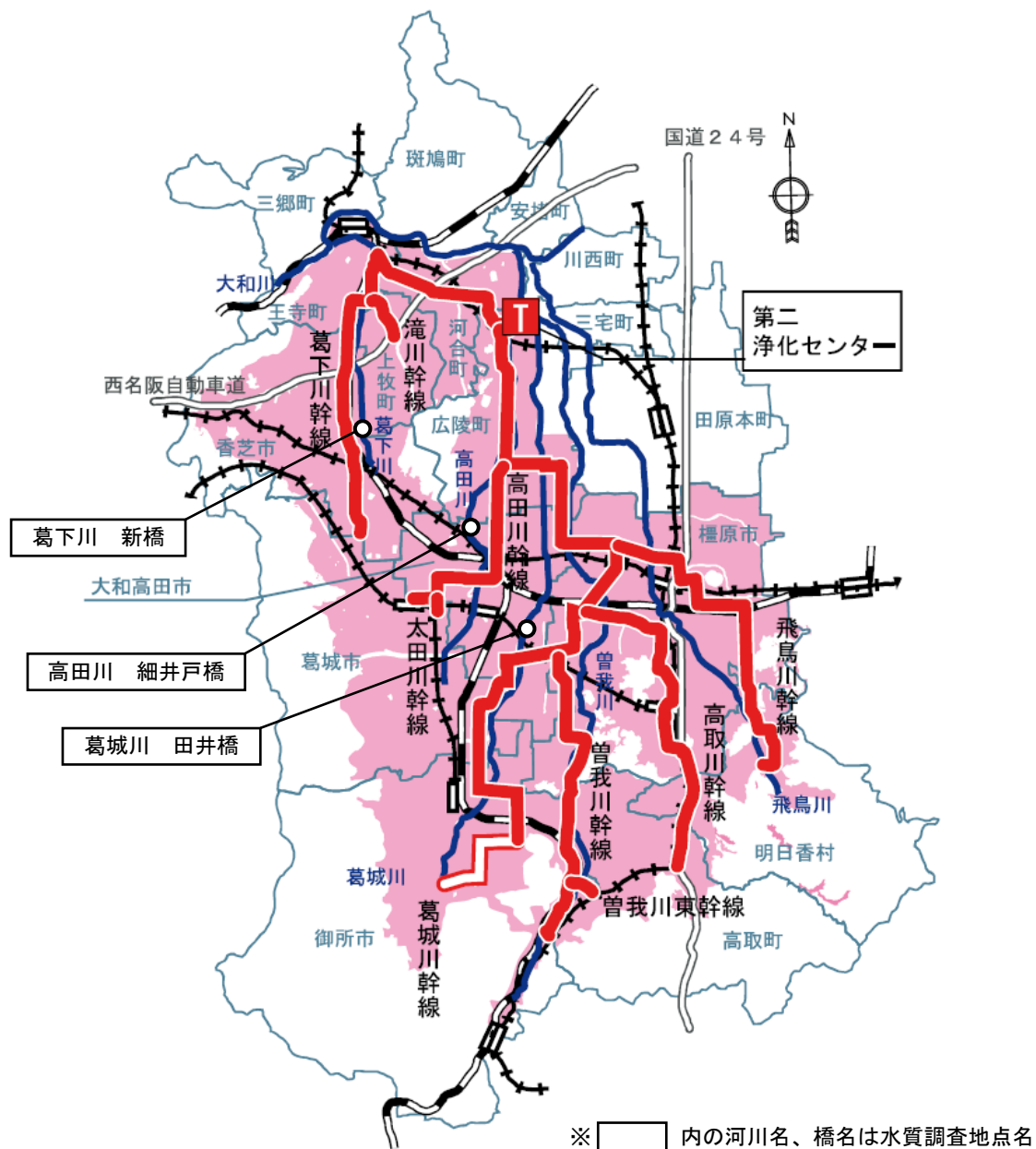
また、本市における公共下水道事業の計画概要及び整備状況は表 4-1-3 に示すように、令和6年度(2024年度)末現在で整備率 90.51%、普及率 99.01%、水洗化率 94.27%となっています。

表 4-1-3 本市における公共下水道事業の計画概要及び整備状況

区分	単位	新庄地区	當麻地区	計	備考	
全体計画	計画面積	ha	1,192.44	726.80	1,919.24	
	計画人口	人	18,600	15,500	34,100	
認可計画	計画面積	ha	831.33	427.73	1,259.06	①
	計画人口	人	21,568	16,451	38,019	
全体管渠延長		km	170.81	102.33	273.14	
令和6年度 整備状況	行政人口	人	21,673	16,077	37,750	②
	世帯数	戸	9,105	6,807	15,912	③
	整備面積	ha	742.45	397.12	1,139.57	④
	供用開始面積	ha	734.33	399.21	1,133.54	
	処理区域戸数	戸	9,020	6,744	15,764	
	処理区域内人口	人	21,433	15,942	37,375	⑤
	水洗化戸数	戸	8,190	6,505	14,695	
	水洗化人口	人	19,746	15,488	35,234	⑥
	整備率	%	89.31	92.84	90.51	④÷①
	普及率	%	98.89	99.16	99.01	⑤÷②
	水洗化率	%	92.13	97.15	94.27	⑥÷⑤
管渠延長		km	165.84	98.76	264.60	

※令和6年度(2024年度)末現在

管渠延長：全体管渠延長からマンホール部分を除いたもの



出典：業務年報（水質管理）令和6年度 奈良県流域下水道センター

図 4-1-3 大和川上流・宇陀川流域下水道（第二処理区）の計画区域図

(2) 合併処理浄化槽

本市では、令和6年度末(2024年度末)で1,599基の浄化槽が設置されています。そのうち合併処理浄化槽は183基となっています。合併処理浄化槽の設置状況を表4-1-4に示します。

表 4-1-4 合併処理浄化槽の設置状況

区分\年度末	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)
浄化槽(基)	1,660	1,652	1,637	1,615	1,599
うち合併処理浄化槽	185	189	186	184	183

4 し尿・浄化槽汚泥処理の状況

(1) 収集・処理体制

本市におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬体制は、表 4-1-5 に示すように「し尿」が委託、「浄化槽汚泥」が許可業者により行われています。

表 4-1-5 収集・運搬体制

区 域	し尿	浄化槽汚泥
本市全域	委託	許可

収集・運搬されたし尿及び浄化槽汚泥は、平成 14 年度(2002 年度)まで組合の中継基地で一時貯留されたのち、海洋投入処分を行っていましたが、平成 15 年度(2003 年度)からは同組合のアクアセンター(汚泥再生処理センター)で処理しています。

なお、アクアセンターでは資源化設備において、処理過程で発生する汚泥を脱水・乾燥処理した後に、厨芥類と混合して発酵装置で堆肥化しています。また、し渣及び余剰な乾燥汚泥は焼却処理し、排熱は乾燥機用熱風として有効利用しています。

アクアセンターの概要を表 4-1-6 に示します。

表 4-1-6 アクアセンターの概要

施設名称	アクアセンター
設置主体	葛城地区清掃事務組合
所在地	奈良県御所市大字僧堂 333
敷地面積	約 81,814m ²
竣工年月	平成 15 年(2003 年)3 月
処理能力	240kL/日
処理方式	膜分離高負荷脱窒素処理＋高度処理(脱塩設備含む) ＋資源化設備＋残渣処理設備
計画処理水質	pH : 5.8~8.6 BOD : 5mg/L 以下 COD : 10mg/L 以下 SS : 5mg/L 以下 T-N : 5mg/L 以下 T-P : 1mg/L 以下 CL ⁻ : 20mg/L 以下 色度 : 20 度以下 大腸菌群数 : 10 個/mL 以下

※葛城地区清掃事務組合：大和高田市、御所市、香芝市、葛城市(旧新庄町、當麻町)、上牧町、王寺町、河合町及び広陵町により、し尿及び浄化槽汚泥を共同して処理する目的で設立された一部事務組合です。

(2) 収集実績

し尿及び浄化槽汚泥の収集実績は表 4-1-7 及び図 4-1-4 に示すように、収集人口及び収集量とも減少しています。令和 6 年度(2024 年度)は、前年度より浄化槽汚泥量が増加していますが、事業を停止した施設からの搬入によるものです。

表 4-1-7 し尿及び浄化槽汚泥収集量の実績

区分\年度		単位	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)
収集人口	し尿	人	580	556	506	474	429
	浄化槽		2,324	2,426	2,274	2,233	2,161
	計		2,904	2,982	2,780	2,707	2,590
収集量	し尿	kL/年	1,138	1,090	975	953	930
	浄化槽汚泥		999	946	1,026	1,023	1,057
	計		2,137	2,036	2,001	1,976	1,987
原単位	し尿	L/人・日	5.38	5.37	5.28	5.49	5.94
	浄化槽汚泥		1.18	1.07	1.24	1.25	1.34

注) 原単位：収集量÷365(366)日÷収集人口

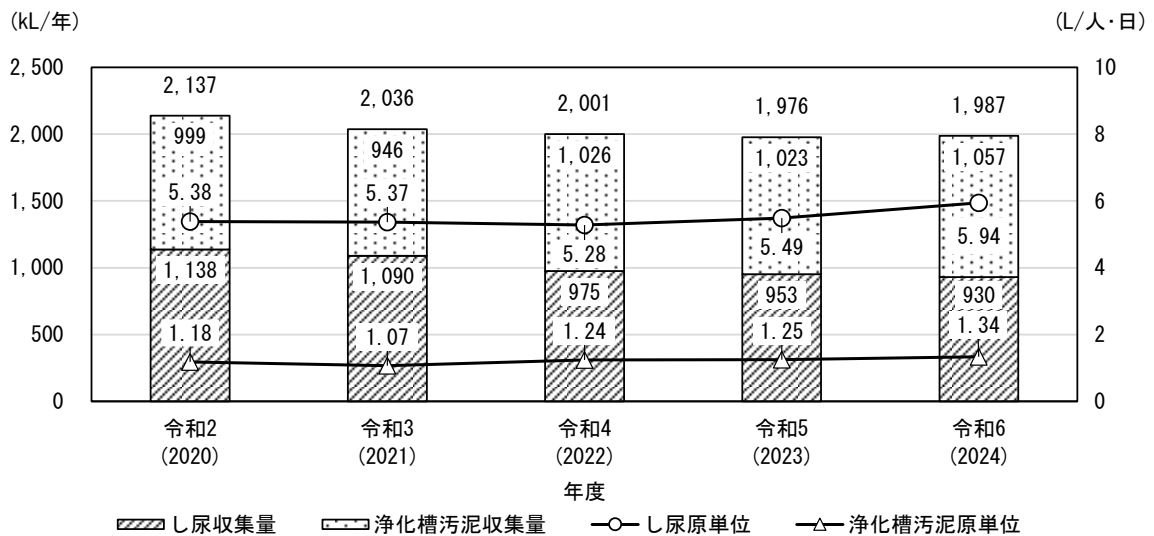


図 4-1-4 し尿及び浄化槽汚泥収集量の推移

第2節 課題の整理

1. 環境保全

令和5年度(2023年度)の河川水質の状況を有機汚濁の代表的指標であるBODの状況を見ると、高田川(細井戸橋)、葛下川(新橋)の平均値は環境基準値内であるが、最大値では超えていることから、さらなる改善策が必要です。

2. し尿等の収集・運搬

公共下水道の普及に伴い、し尿の収集量は減少傾向、浄化槽汚泥の収集量は横ばいの状況です。今後もこの傾向は継続すると見込まれるため、効率的な収集体制の見直しを検討する必要があります。

3. 生活排水処理率

本市の生活排水処理率は令和6年度(2024年度)において95.0%に達しています。全国平均は93.7%(令和6年度末(2024年度末))、県平均は91.7%(令和6年度末(2024年度末))となっています。全国平均および県平均よりも本市の生活排水処理率は高いですが、依然5.0%の生活雑排水が未処理で排出されており、100%を達成するにはさらなる取組みが必要です。

第3節 生活排水処理の基本方針

1 生活排水処理に係る理念・目標

近年、生活排水による水質汚濁が問題となってきており、社会的にもその対策の必要性和緊急性が深く認識されるようになってきています。このようなことから、生活排水を適切に処理することが重要となっており、市民に対し生活排水対策の必要性等について啓発を行うとともに、生活排水処理の目標については水質の改善を図り、住民に快適な親水空間を提供していくとともに、清流がよみがえりさまざまな動植物が生息する川の復活を目指すものとします。

2 生活排水処理施設整備の基本方針

生活排水処理施設の基本として、水の適正利用に関する普及啓発とともに、生活排水の処理施設を逐次整備していくこととします。

3 生活排水の処理主体

目標年度である令和17年度(2035年度)における生活排水の処理主体を表4-3-1に示します。

表4-3-1 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
(1) 公共下水道	し尿及び生活雑排水	奈良県
(2) 合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等
(3) 単独処理浄化槽	し尿	個人等
(4) し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	葛城地区清掃事務組合

第4節 生活排水の処理計画

1 処理の目標

基本方針に掲げた理念・目標を達成するため全ての生活排水を処理するものとし、中間目標年度(令和12年度(2030年度))における生活排水処理率95.7%、計画目標年度(令和17年度(2035年度))における生活排水処理率95.9%を目標とします。

2 生活排水を処理する区域及び人口等

生活排水を処理する区域及び人口等について現在の状況及び目標年度における状況を表4-4-1に示します。

表4-4-1 生活排水処理の目標

■生活排水処理率の目標値

(単位：%)

項目\年度	令和6 (2024)	令和12 (2030)	令和17 (2035)
	現在	中間目標年度	計画目標年度
生活排水処理率	95.2	95.7	95.9

注) 生活排水処理率：水洗化・生活雑排水処理人口÷計画処理区域内人口×100

■人口の目標値

(単位：人)

項目\年度	令和6 (2024)	令和12 (2030)	令和17 (2035)
	現在	中間目標年度	計画目標年度
行政区域内人口	37,847	38,159	38,282
計画処理区域内人口	37,847	38,159	38,282
水洗化・生活雑排水処理人口	36,028	36,535	36,723

■生活排水処理形態別人口の目標

(単位：人)

項目\年度	令和6 (2024)	令和12 (2030)	令和17 (2035)
	現在	中間目標年度	計画目標年度
計画処理区域内人口	37,847	38,159	38,282
水洗化・生活雑排水処理人口	36,028	36,535	36,723
コミュニティ・プラント	0	0	0
合併処理浄化槽	780	696	669
公共下水道	35,248	35,839	36,054
農業集落排水施設	0	0	0
水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	1,381	1,233	1,184
非水洗化人口	438	391	375
し尿収集人口	429	391	375
自家処理人口	9	0	0
計画処理区域外人口	0	0	0

3 整備計画の概要

下水道計画区域内の公共下水道普及率および水洗化率 100%を目標に公共下水道整備事業の推進を図ります。単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進するために啓発を行っていきます。

4 し尿・浄化槽汚泥の処理計画

(1) 処理の目標

本市で発生するし尿及び浄化槽汚泥については、衛生的で快適な環境の確保のため適正処理の推進に努めるとともに、汚泥の堆肥化等の有効利用を促進していくものとします。

(2) 収集・運搬計画

市内における収集・運搬は、本市を含む圏域が広範囲にわたっており、収集運搬の効率的な運営と施設周辺道路への搬入車両の集中を避けるために、引き続き中継基地まで民間委託及び許可業者により個別収集を実施していきます。

中継基地から組合処理施設までの運搬については、本市の中継基地からアクアセンターへの搬入は組合により運搬を行います。

ただし、将来的に汲み取りや単独処理浄化槽の転換により、し尿等の収集量が減少するため、これに伴い延べ運搬台数も減少していくこととなるため、中継基地、タンクローリーによる運搬の有無については、収集量の動向に応じ、本市と組合において協議し、必要に応じて収集・運搬方法の見直しを図るものとします。

本市における収集人口及び収集・運搬の量を表 4-4-2 に示します。

表 4-4-2 収集人口及び収集・運搬の量

項目\年度		単位	令和6 (2024)	令和12 (2030)	令和17 (2035)
			現在	中間目標年度	計画目標年度
収集人口	し尿	人	429	391	375
	浄化槽		2,161	1,929	1,853
	計		2,590	2,320	2,228
収集量	し尿	kL/年	930	848	815
	浄化槽汚泥		1,057	943	909
	計		1,987	1,791	1,724

注) 浄化槽収集人口：合併処理浄化槽人口+単独処理浄化槽人口

(3) 中間処理計画

本市で発生するし尿及び浄化槽汚泥については、現状どおりアクアセンターで処理を行うものとします。

また、アクアセンターで発生する汚泥については、同組合において現状どおり厨芥類と混合して発酵装置で堆肥化し、有効利用していくものとします。

(4) 最終処分計画

アクアセンターで発生するし渣及び余剰汚泥の焼却処理に伴う焼却残渣は、現状どおりフェニックス処分場へ搬入し、埋立処分としますが、将来的には、今後の大阪湾フェニックス計画の動向や、組合圏域内の要処理量の推移などを踏まえて、最終処分方法について、適宜検討を行っていくものとなります。

5 市民に対する広報・啓発活動

こうした施策の円滑な推進、さらに本市を流れる各河川や水路に清流を復活していくためには、地域住民、事業者の理解と協力が不可欠です。

広報活動の一層の充実を図り、地域住民や事業者に対して次のような周知徹底を図ります。

- ・生活排水対策（公共下水道、し尿・浄化槽汚泥の処理など）
- ・浄化槽管理（定期的な保守点検、清掃及び定期検査）
- ・事業所での排水対策

また、生活排水は、し尿と日常生活に伴って台所、洗濯、風呂などから排出される生活雑排水に区分されています。家庭雑排水や市内の飲食店などでの浄化対策として、次のような施策を継続して取り組みます。

- ・生活排水対策マニュアルの作成、配布
- ・流し台に目の細かい三角コーナーを設置し、ろ紙や古ストッキングなどをセットする（水切袋を配布する例もあります）。また、流し台の排水口に目の細かい網を取り付ける。
- ・使用後の食用油の回収（油凝固剤の使用）、無リン洗剤の適正利用、側溝の清掃
- ・食べ残し、調理くずを公共下水に流さず回収
- ・生活雑排水対策での河川の生物指標ポスターの作成、配布

6 災害廃棄物に対する対処方針

震災や水害等に伴い発生した災害廃棄物については、「葛城市地域防災計画」に基づき適正な処理処分を行います。

し尿の収集は、衛生班の指示で委託及び許可業者の協力により、その保有するバキューム車等を用いて行います。

し尿の処理は、し尿処理施設で処理することを原則としますが、必要に応じ土壌還元方式等、災害の状況を踏まえつつ環境衛生上支障のない方法で処理します。

状況により本市だけでは処理が困難な場合は、他の市町村、又は県に対し他の市町村の応援、処理業者の団体等の協力について斡旋を要請します。

葛城市一般廃棄物処理基本計画

発行：令和8年3月

発行者：葛城市市民生活部環境課

〒639-2195 奈良県葛城市柿本166番地

TEL.0745-69-3001 FAX.0745-69-6456